

国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運営業務
民間競争入札実施要項

国立感染症研究所

目 次

1	本業務の内容に関する事項	1～2
2	確保されるべき本業務の質に関する事項	2～3
3	契約金額の支払い方法	3～4
4	費用負担等に関するその他の留意事項	4
5	実施期間に関する事項	4
6	入札参加資格に関する事項	4～6
7	入札に参加する者の募集に関する事項	6～9
8	落札者を決定するための評価の基準 その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	9～13
9	本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	13
10	民間事業者を使用させることができる 国立感染症研究所の国有財産に関する事項	13～14
11	民間事業者が、国立感染症研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適性かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項	14～21
12	民間事業者が本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項	21
13	公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項	21～22
14	その他本業務の実施に関し必要な事項	22～23

別添

- ・国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務評価表
- ・従来の実施状況に関する情報の開示
- ・国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務に関する満足度アンケート調査
- ・国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務企画書
- ・国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務民間競争入札仕様書
設備機器等の維持管理業務
警備保安、受付業務
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（別紙様式1及び別添）
- ・保険料納付に係る申立書（別紙様式2）
- ・厚生労働省所管法令違反に係る自己申告書（別紙様式3）

【趣旨】

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立感染症研究所は公共サービス改革基本方針（平成26年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 本業務の内容に関する事項

（1）本業務の対象となる施設に関する事項

国立感染症研究所は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援するため、研究業務、感染症のレファレンス業務、感染症のサーベイランス業務、国家検定・検査業務、国際協力関係業務、研修業務等の業務を行っている。

国立感染症研究所には施設が3箇所（戸山庁舎、村山庁舎、ハンセン病研究センター）あり、当該業務を遂行するための施設の一つが本業務の対象となる戸山庁舎である。

①施設の名称及び所在地

国立感染症研究所戸山庁舎

〒162-8640 東京都新宿区戸山一丁目23番1号

②敷地面積ほか

建物名	敷地面積	建築面積	延床面積	階高
国立感染症研究所戸山庁舎	18123.03 m ²	6412.03 m ²	31740.42 m ²	地下3階 地上5階建

（2）本業務の対象と内容

①本業務の対象は以下の業務一覧のとおりとする。

番号	業務種別	備考
1	設備機器等の維持管理業務	
2	警備保安、受付業務	

②本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

(ア) 設備機器等の維持管理業務

a 業務の概要

国立感染症研究所戸山庁舎に設置された電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、昇降機設備及び通信防災設備の点検、整備、運転監視並びにその他設備機器の維持管理に必要な業務を行うものとする。

b 業務の仕様

別添仕様書のとおり

(イ) 警備保安、受付業務

a 業務の概要

国立感染症研究所戸山庁舎に係る警備業務、職員や来訪者等の応対業務等、秩序の維持及び安全保持に努め行政の円滑な運営に必要な業務を行うものとする。

b 業務の仕様

別添仕様書のとおり

2 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

本業務を通して、安全かつ適切な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務の円滑な実施を可能とすること。

① 応対サービス・施設快適性の確保

国立感染症研究所戸山庁舎が職員及び来庁者に対して実施するアンケートにおいて、有効回答のうち、「満足」「ほぼ満足」の回答が75%以上の評価を得ること。

② 業務継続の確保

本業務の不備に起因した国立感染症研究所戸山庁舎における行政に中断がないこと。(0回)

③ 安全性の確保

本業務の不備に起因した国立感染症研究所戸山庁舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。(0回)

④ 環境への配慮

本業務遂行にあたって温室効果ガスの削減等環境への配慮に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いように配慮すること。

平成30年度から平成32年度の年間基準排出量は8,022(t-CO₂)である。

- (2) 各業務において確保すべき水準
各業務における確保すべき水準は、別添の仕様書に定める内容とする。
- (3) 創意・工夫の発揮可能性
本業務の実施にあたっては、次の観点から民間事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上（包括的な質の向上、効率化）とコスト削減に努めるものとする。
 - ①本業務の実施全般に対する提案
民間事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。
 - ②従来の実施方法に対する改善提案
民間事業者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法を示すとともに、確保すべき水準が確保できる根拠等を提案すること。
 - ③コスト削減についての改善提案
民間事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。
- (4) 業務改善策の提出
民間事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、国立感染症研究所の承認を得なければならない。なお、民間事業者は、改善策の作成及び実施にあたり、国立感染症研究所に対して必要な助言、協力を求めることができる。
 - ①報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかとなり、国立感染症研究所が業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。
 - ②国立感染症研究所が、本業務のモニタリング（質疑応答）を随時行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。

3 契約金額の支払い方法

- (1) 国立感染症研究所は、事業期間中の検査及び監督を行い、上記2（2）における確保すべき水準を検査確認した上で、契約金額を月毎に支払う。
なお、検査・監督の結果、当該水準が確保されていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、民間事業者は業務改善計画書を提出する。
業務改善の履行が確認できない限り契約金額の支払いは行わない。
- (2) 契約金額の支払いにあたっては、民間事業者は当該月分の業務の完了

後、支払請求書により、国立感染症研究所に当該月分の契約金額の支払いを請求するものとし、国立感染症研究所は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に民間事業者を支払う。なお、入札参加グループの場合は、代表事業者を支払うものとする。

4 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり必要な消耗品等の負担については、仕様書に定めのある外、以下のとおりとする。

- ①職員及び来庁者が使用する消耗品については、国立感染症研究所の負担とする。
- ②民間事業者が使用する消耗品や付属品については、民間事業者の負担とする。
- ③施設内設置の電話を民間事業者が業務上使用した場合の電話料金は国立感染症研究所の負担とする。

(2) 光熱水費

民間事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更による民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には国立感染症研究所が負担し、それ以外の法令変更による場合については民間事業者が負担する。

- ①本事業に典型的または特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- ③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度新設・変更（税率の変更含む。）

5 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

6 入札参加資格に関する事項

- (1) 公共サービス改革法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために

- 必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (5) 当該業務を確実に実施できると認められる要員及び設備等を有している者であること。
 - (6) 過去5年（25～29年度）において、次に掲げる建物延べ面積20,000㎡以上の施設の総合管理業務請負について、12ヶ月以上の契約実績を1件以上有する者であること。

なお、P3*実験施設を有する施設またはこれに類似する施設の総合管理業務請負の実績があることが望ましい。

- ① 病原体等を取り扱う研究施設又は病院等医療機関、若しくは製薬会社の工場等。
- ② 公共への供給を目的とした各種発電所または液化天然ガス（LNG）基地、地方公共団体が設置する浄水場。
- ③ 空港法に定める拠点空港または地方管理空港。

注※：P3実験施設とは、実験室外へ病原体を出さないように、内向の空気の流れとなるようにする給排気設備や取扱いのための装置や設備のある実験室をいう。

- (7) 資格審査申請書、又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 国際基準規格ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を受けていること。
- (10) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (11) 入札参加グループでの入札について

①入札参加グループの結成

入札参加者が本業務の全てを単独で遂行することができない場合には、入札書類（7.（2）③で規定する書類）を提出する時までには、入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者のうち1者を代表者とするものとする。なお、入札参加グループ構成員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。（中小企業等協同組

合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合におけるその組合員も同様とする。）また、入札参加グループを結成した場合には、全ての構成員は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成しなければならない。

②入札参加グループでの入札参加資格

全ての入札参加グループ構成員は上記（1）から（10）の全ての要件を満たしていること。ただし、（6）については、代表企業のみでもよい。

（12）その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

- ・過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ・次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

7 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）入札の実施手続及びスケジュール

①入札公告	平成29年12月上旬
②入札説明会及び現場説明会	平成29年12月下旬
③入札等に関する質疑応答	平成30年1月上旬
④入札書類の提出期限	平成30年1月下旬
⑤入札書類の評価	平成30年2月上旬
⑥入札・開札	平成30年2月中旬
⑦業務の引き継ぎ	平成30年3月上旬から下旬

（2）入札実施手続

①入札に当たっての留意事項

（ア）この一般競争に参加する者は、入札説明会に参加しなければならない

い。その際、この実施要項及び入札説明書に記載されている参加資格条件を有していることを証明する書類を提出しなければならない。

- (イ) この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官及びその補助者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

②入札説明会後の質問受付

入札公告以降、国立感染症研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後質問を行うことができる。質問は入札書類の提出期限の10日前まで受け付け、回答は質問を受け付けた日の翌日から起算して4日以内に行うものとする。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び国立感染症研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

③入札に係る提出書類

(ア) 入札書

入札金額は総価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本調達では低入札価格調査制度の対象とする。

- (イ) 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）
- (ウ) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
- (エ) 別紙様式1及び別添の暴力団等に該当しない旨の誓約書及び名簿
- (オ) 別紙様式2の保険料納付に係る申立書
- (カ) 別紙様式3の厚生労働省所管法令違反に係る自己申告書

④企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、総合評価を受けるために次の事項

を記載すること。

※ただし、企画書の総枚数については、表紙等を含め100枚以内とすること。

(ア) 入札参加者及び担当者等（様式1）

a 入札参加者は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。入札参加グループで参加する場合は、グループ構成企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

(イ) 各業務の実績（様式2）

上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎に過去5年の実績を記載すること。

なお、P3 実験施設を有する施設またはこれに類似する施設の総合管理業務請負の実績がある場合はその旨記載すること。

(ウ) 本業務実施の考え方（様式3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(エ) 実施体制及び業務全体の管理方法（様式4）

業務全体の管理方法並びに上記1の(2)「業務一覧」で示す業務毎の実施体制及び管理方法を記載すること。また、必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。（業務全体及び業務毎に作成すること。）

(オ) 本業務に関する提案事項

a 本業務の質の確保に関する提案（様式5）

b 本業務の実施方法について追加提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果またはコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。（様式6）

(カ) 緊急時の体制及び対応方法（様式7）

緊急時（本業務の実施にあたり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

(キ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、以下の認定等を受けている場合、以下の書類の写しを添付すること。

なお、書類提出後に認定の取消等があった場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適

合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。

- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

⑤開札に当たっての留意事項

(ア) 開札には、入札参加者またはその代理人が立ち会うものとする。

ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

(イ) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ウ) 入札参加者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(エ) 入札参加者またはその代理人は、開札手続の終了を告げられるまで若しくは、許可なくして開札場所からの退出はできない。なお、上記によらず開札場所を退出した場合には、辞退したものとみなす。

⑥契約の締結

落札者決定後、本業務に係る契約を締結するとともに、業務開始に向けた引き継ぎ等に係る調整を開始する。

⑦通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

8 落札者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は総合評価方式によるものとする。なお、評価は国立感染症研究所に設置される評価委員会において行うものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨にそって実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

①必須項目審査（100点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は、基礎点（100点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

(ア) 実施体制

- a 各業務の業務水準が維持される体制となっているか。また、グループで参加する場合、代表事業者とグループ企業間の連携が円滑に行われる体制がとられ、機能する仕組みとなっているか。
- b 各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。

(イ) 業務に対する認識

- a 各業務の目的を理解し、計画的な実施が考えられているか。
- b 各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

(ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

- a 各業務の提案内容は、確保すべき水準が確保されるものとなっているか。

②加点項目審査（100点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には確保すべき水準と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は100点）する。

(ア) 設備機器等の維持管理業務に関する追加提案（様式6）（20点）

- a 改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b コスト等削減のための方策が図られているか。

(イ) 警備保安業務に関する追加提案（様式6）（20点）

- a 改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b コスト等削減のための方策が図られているか。

(ウ) 受付業務に関する追加提案（様式6）（20点）

- a 改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。
- b コスト等削減のための方策が図られているか。

(エ) 緊急時への対応方法等についての提案（様式7）（24点）

- a 事故や災害等、具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策

が提案されているか。

b 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。

c 緊急時の連絡体制は明確であり、かつ効果的なものであるか。

d トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対策が提案されているか。

(オ) 特殊な設備を有する施設の総合管理業務の実績 (10点)

a P3 実験施設を有する施設またはこれに類似する施設の総合管理業務の実績があるか。

(カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (6点)

a 女性活躍推進法 (えるぼし認定企業) に基づく認定の第1段階目 (認定基準5つのうち1~2つが○となっているか)

b 女性活躍推進法 (えるぼし認定企業) に基づく認定の第2段階目 (認定基準5つのうち3~4つが○となっているか)

c 女性活躍推進法 (えるぼし認定企業) に基づく認定の第3段階目 (認定基準のうち5つ全てが○となっているか)

d 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定しているか。

e 次世代法に基づく認定のくるみん認定を受けているか。

f 次世代法に基づく認定のプラチナくるみん認定を受けているか。

g 若者雇用促進法に基づく認定のユースエールの認定を受けているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

①落札者の決定方法

除算方式

必須項目審査により得られた基礎点 (100点) と加算項目審査で得られた加算点 (最高100点) を加算し、入札価格 (予定価格の制限の範囲内であるものに限る) で除した値を総合評価点とし、入札参加者の中で最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点 (100点) + 加算項目審査による加算点) ÷ 入札価格

②留意事項

(ア) 必須項目審査の結果、不合格の者については、総合評価点の算定を行わない。

(イ) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内でない入札書については、総合評価点の算定を行わない。この場合、下記③で定める再

度の入札の参加を妨げるものではない。

(ウ) 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、予定価格の6割に満たない場合は、その価格によつての契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、また契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- c 当該契約期間中における他の契約請負状況
- d 手持機械その他固定資産の状況
- e 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(エ) 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者またはその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わつてくじを引き落札者を決定するものとする。

(オ) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

③初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の開札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再度の入札によつてもなお落札者となるべき者がいない場合には、三回目の入札を行うものとする。三回目の入札によつてもなお落札者となるべき者がいない場合には、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によつても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保するこ

とができない等のやむを得ない事由がある場合には、随意契約を行うこと等ができる。この場合において、国立感染症研究所長はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。

9 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
別添「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり

10 民間事業者を使用させることができる国立感染症研究所の国有財産に関する事項

(1) 使用可能な施設

本業務に係る国立感染症研究所の施設、設備等のすべて。

(2) 事務スペース等の借受け

①民間事業者は、本業務及びこれに付随する業務を実施するため、国立感染症研究所から一定の事務スペース等は無償で借り受けることができる。

②施設の使用を終了し、または中止した場合は、原状回復の上、直ちに国立感染症研究所に返還し、国立感染症研究所の検査確認を受けなければならない。

(3) 使用目的の制限等

①民間事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等は、本業務及びこれに付随する業務以外の目的で使用してはならない。

②民間事業者は、上記(1)及び(2)の施設・設備等を使用する際は、国立感染症研究所の指示に従い、善良な管理者の注意をもって適切に使用しなければならない。なお、万一、施設・設備等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、その指示に従い、民間事業者の負担において修復等を行うものとする。

(4) 機器等の持込み

①民間事業者は、国立感染症研究所の事務に支障を来さない範囲において、本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。

②上記①の機器・設備等については、適切に管理すること。

③施設の使用を終了し、または中止した場合は、直ちに原状回復を行い、検査確認を受けなければならない。

(5) 使用に係る経費等

①上記(1)及び(2)の施設・設備等については、無償で使用することができる。

②上記(4)①の機器・設備等を設置するための経費及びこれらから生じる経費は、上記4(2)に定める光熱水費を除き、原則民間事業者の負担

とする。

- 1 1 民間事業者が、国立感染症研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適性かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

(1) 統括管理責任者

民間事業者は、国立感染症研究所に対する報告及び調整、各業務事業者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の管理・運營業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

- ①民間事業者は、統括管理業務を実施するにあたり、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。
- ②統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
- ③施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて実行すること。
- ④各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(2) 副統括管理責任者

- ①統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- ②副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した民間事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。
- ③副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わる。

(3) 報告等

①業務従事者名簿等の提出

- (ア) 民間事業者は、本業務開始日までに統括管理責任者等を選任し、管理体制を書面にて国立感染症研究所に提出すること。
- (イ) 民間事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うにあたり必要な資格を有する者の名簿を国立感染症研究所に提出すること。
- (ウ) 民間事業者は、警備保安業務、施設管理業務に従事する者の配置予定表を監督職員に届け出ること。

②事業計画書の作成と提出

民間事業者は、各年度の本業務開始日10日前までに年度毎の管理・運営業務計画書を作成し、国立感染症研究所に提出すること。

③業務報告書の作成と提出

(ア) 民間事業者は、業務の内容に応じて、国立感染症研究所の指定する周期において業務報告書を作成し、監督職員に提出すること。

(イ) 民間事業者は、万一、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、直ちに監督職員に報告すること。

(4) 国立感染症研究所による調査への協力

国立感染症研究所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、または民間事業者の事務所(または業務実施場所)に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国立感染症研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が公共サービス改革法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(5) 指示

国立感染症研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条に基づき、民間事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(6) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国立感染症研究所が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規程により罰則の適用がある。

(7) 個人情報の取り扱い

①基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規程に基づき、

個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得する時は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④複写等の禁止

民間事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理責任者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに施設管理責任者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(8) 業務の引継ぎ

①現行の民間事業者からの引継ぎ

(ア) 国立感染症研究所長は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の民間事業者の負担となる。

②本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

(ア) 国立感染症研究所長は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者及び本業務を新たに実施することとなる民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、本業務を新たに実施することとなる民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

(9) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国立感染症研究所の承認を得なければならない。

②公正な取り扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③金銭等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。

④宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥安全衛生

民間事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国立感染症研究所の承認を受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、国立感染症研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は国立感染症研究所以外の者との契約（国立感染症研究所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止とする。

(ウ) 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則として契約額の2分の1未満の範囲とする。

(エ) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法）を明らかにした上で、様式8により国立感染症研究所に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(オ) 民間事業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託に係る変更承認申請書を様式9により国立感染症研究所に提出し、その承認を受けなければならない。

(カ) 民間事業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の

範囲を記載した様式 1 1 の履行体制図を国立感染症研究所に提出し、承認を受けなければならない。

- (キ) 民間事業者は様式 1 1 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 1 0 により履行体制図変更届出書を国立感染症研究所に届けなければならない。
- (ク) 民間事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法）を明らかにした上で、様式 8 により国立感染症研究所の承認を得なければならない。
- (ケ) 民間事業者は、上記（エ）から（ク）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。
- (コ) 上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国立感染症研究所の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。また、民間事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。
- (サ) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑫業務途中における入札参加グループからの脱退

代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑬業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国立感染症研究所の承認を得て、残存する参加事業者が協同連帯して当該参加事業者の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び国立感染症研究所の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了させるものとする。

⑭契約解除

国立感染症研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 公共サービス改革法第22条第1項に該当するとき。
- (イ) 業務を統括する者または従業員が暴力団関係者であることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮契約解除時の取扱い

- (ア) 上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、国立感染症研究所は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる金額を支払う。
- (イ) この場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として国立感染症研究所の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) 国立感染症研究所は、民間事業者が上記(イ)の規程による金額を国立感染症研究所の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 国立感染症研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- (オ) 民間事業者は、上記項目にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により、民間事業者が行う本業務の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、国立感染症研究所と協議する。

⑯契約内容の変更

国立感染症研究所及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の承諾を受けるとともに、公共サービス改革法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑰設備更新の際における民間事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑱契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国立感染症研究所が協議するものとする。

⑲取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又

は国立感染症研究所以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

1 2 民間事業者が本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 国立感染症研究所が、当該第三者に対する賠償を行ったときは、国立感染症研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国立感染症研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、国立感染症研究所が自らの責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国立感染症研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は国立感染症研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

1 3 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況等に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成32年6月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況等について、平成30年度及び平成31年度の各年度末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

国立感染症研究所は、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査及び職員等施設利用者の利用満足度の調査（利用満足度アンケート調査）を行うものとする。

(3) 調査項目

別紙国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運営業務評価表に掲げる評価項目及び職員等施設利用者の利用満足度の調査（利用満足度アンケート調査）に掲げる項目

(4) 国立感染症研究所は、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 国立感染症研究所は上記調査について取りまとめた本業務の実施状況について、上記(1)の評価を行うために、平成32年4月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するものとする。

なお、国立感染症研究所は本業務の実施状況等を提出するにあたり、上記8の評価委員会の意見を聴くものとする。

1.4 その他本業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の報告及び公表

国立感染症研究所は、民間事業者に対する会計規程等に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公共サービス改革法第26条及び第27条に基づく報告徴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

(2) 国立感染症研究所の検査・監督体制

本契約にかかる検査・監督体制は次のとおりであり、監督は、国立感染症研究所会計課長が、自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

①施設管理責任者

国立感染症研究所長

②検査職員

国立感染症研究所総務部会計課施設係長

③監督職員

国立感染症研究所総務部会計課長

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

①民間事業者の責務等

(ア) 公共サービス改革法第25条第2項の規程により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 公共サービス改革法第54条の規程により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。

(ウ) 公共サービス改革法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

(エ) 公共サービス改革法第56条の規程により、法人の代表者または

法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、同法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑が科される。

②民間事業者は、①本業務が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受け、または同院から直接若しくは国立感染症研究所を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

**国立感染症研究所 戸山庁舎の管理・運営業務
評価表**

実施要 項区分	業務区分 実施要項区分	項番	評価項目	主となる 評価対 象資料	得点配分		得点	
					基礎点	加算点		
必須項目 審査	業務共通							
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制となっているか。また、グループで参加する場合、代表事業者とグループ企業間の連携が円滑に行われる体制がとられ、機能する仕組みとなっているか。	様式1、4	20	—		
		2	各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。	様式4	20	—		
	2) 業務に対する認識	3	各業務の目的を理解し、計画的な実施が考えられているか。	様式3	20	—		
		4	各業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	様式3	20	—		
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、確保すべき水準が確保されるものとなっているか。	様式5	20	—			
加点項目 審査	設備機器等の維持管理業務に関する追加提案							
	1) 業務の質についての提案内容	6	改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。	様式6	—	0~10		
		2) コスト削減に関する提案内容	7	コスト等削減のための方策が図られているか。	様式6	—	0~10	
	警備保安業務に関する追加提案							
	1) 業務の質についての提案内容	8	改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。	様式6	—	0~10		
		2) コスト削減に関する提案内容	9	コスト等削減のための方策が図られているか。	様式6	—	0~10	
	受付業務に関する追加提案							
	1) 業務の質についての提案内容	10	改善提案内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され、体制が確保されているか。	様式6	—	0~10		
		2) コスト削減に関する提案内容	11	コスト等削減のための方策が図られているか。	様式6	—	0~10	
	緊急時への対応方法等についての提案							
	1) 緊急時への対応についての提案内容	12	事故や災害等、具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。	様式7	—	0~12		
		2) コスト削減に関する提案内容	13	緊急時の連絡体制は明確であり、かつ効果的なものであるか。トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対策が提案されているか。	様式7	—	0~12	
	特殊な設備を有する施設の総合管理業務の実績							
	1) P3実験施設等の総合管理業務実績	14	P3実験施設を有する施設またはこれに類似する施設の総合管理業務の実績があるか。	様式2	—	0~10		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標※ ・以下のいずれかに該当するか(複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。)							
	1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	15	女性活躍推進法(えるぼし認定企業)に基づく認定の第1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっているか)	添付資料	—	2		
		16	女性活躍推進法(えるぼし認定企業)に基づく認定の第2段階目(認定基準5つのうち3~4つが○となっているか)	添付資料	—	4		
		17	女性活躍推進法(えるぼし認定企業)に基づく認定の第3段階目(認定基準のうち5つ全てが○となっているか)	添付資料	—	6		
		18	女性活躍推進法に基づく行動計画を策定しているか	添付資料	—	2		
		2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	19	次世代法に基づく認定のくるみん認定を受けているか	添付資料	—	2	
			20	次世代法に基づく認定のプラチナくるみん認定を受けているか	添付資料	—	4	
2) 若者雇用促進法に基づく認定		21	若者雇用促進法に基づく認定のユースエールの認定を受けているか	添付資料	—	4		
合計得点					0~100	0~100		

[ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の採点(加点)基準](※)
 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費、委託の内容

	平成 27 年度～平成 29 年度
設備機器等の維持管理業務	143,154,000 円
警備保安、受付業務	200,286,000 円

消費税額及び地方消費税額を除く

(注記事項)

・設備機器等の維持管理業務、警備保安業務及び受付業務は入札により請負契約を締結することにより実施。

2. 従来の実施に要した人員

	平成 27 年度から平成 29 年度
設備機器等の維持管理業務	11 人(各年度)
警備保安、受付業務	10 人(各年度)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

・設備機器等の維持管理業務

主任技術者：第三種電気主任技術者又は、第一種電気工事士以上の資格を有する者及び1級ボイラー技士であって実務経験が5年以上の者とする。

技術員：イ) 2級ボイラー技士又は冷凍機三種以上の資格又は、第二種電気工事士以上の資格を有する者で、実務経験5年以上の者とする
ロ) 危険物乙種四類の資格を有する者であって、実務経験5年以上のものとする。

保守員：2級ボイラー技士又は冷凍機三種以上の資格を有する者又は、高等学校卒業程度の能力を有する者であって、実務経験1年以上の者とする。

※自衛消防技術認定証の資格を有する者が10名以上となるよう、業務従事者の中から必要に応じ、自衛消防技術認定証の資格を配置。

・警備保安業務

警備員：イ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者
ロ) 防災センター要員講習を修了した者
ハ) 自衛消防業務講習を修了した者

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	施設	貸与物品
設備機器等の維持管理業務	中央監視室、設備保守員控室	椅子(14脚)、ソファーベッド(2台)、テレビ(1台)、パソコン(1台)、パソコンラック(1台)、パソコンデスク(1台)、PHS(5台)、机(3台)、袖机(5台)、スチールラック(1台)、下駄箱(1つ)、懐中電灯(4つ)、キャビネット(7台)、ホワイトボード(3つ)、更衣ロッカー(4連2台、3連2台、2連1台)、本棚(2つ)、ヘルメット(8つ)、折りたたみベッド(2台)、コピー機(1台)、食器棚(2つ)、二段ラック(1台)
警備保安、受付業務	防災センター、正面玄関受付	椅子(11脚)、冷蔵庫(1台)、ソファーベッド(2台)、テーブル(1台)、テレビ(1台)、寝具(3組)、オーブントースター(1台)、パソコン(2台)、プリンター(1台)、荷物用ロッカー(2台)、食器棚(4つ)、机(2台)、書庫ロッカー(4台)、更衣ロッカー(3連3台、2連1台)、PHS(3台)、拡声器(4台)、懐中電灯(3つ)、ヘルメット(9つ)
(注記事項)		
(1)業務を実施するため上記施設・物品を無償貸与		
(2)上記以外で業務遂行するにあたり必要なものは、受託者が用意する。		

4. 従来の実施における目標の要した施設及び設備

	平成 27 年度から平成 29 年度	
	目標	実績 (事故)
品質の維持	0	0
安全性の確保	0	0

※従来職員等施設利用者の利用満足度の調査（利用満足度アンケート調査）
国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運営業務に関する満足度アンケート調査

	平成27年度	平成28年度
1. 施設全般の管理状況について	94.74%	93.33%
2. 緊急時（「停電、空調停止、断水等障害発生時等」）の対応	94.18%	92.86%
3. 警備員の対応について	97.37%	93.33%
4. 受付の対応について	100.00%	100.00%
全体の平均値	95.73%	

（『有効回答のうち、「満足」、「ほぼ満足」の回答』）

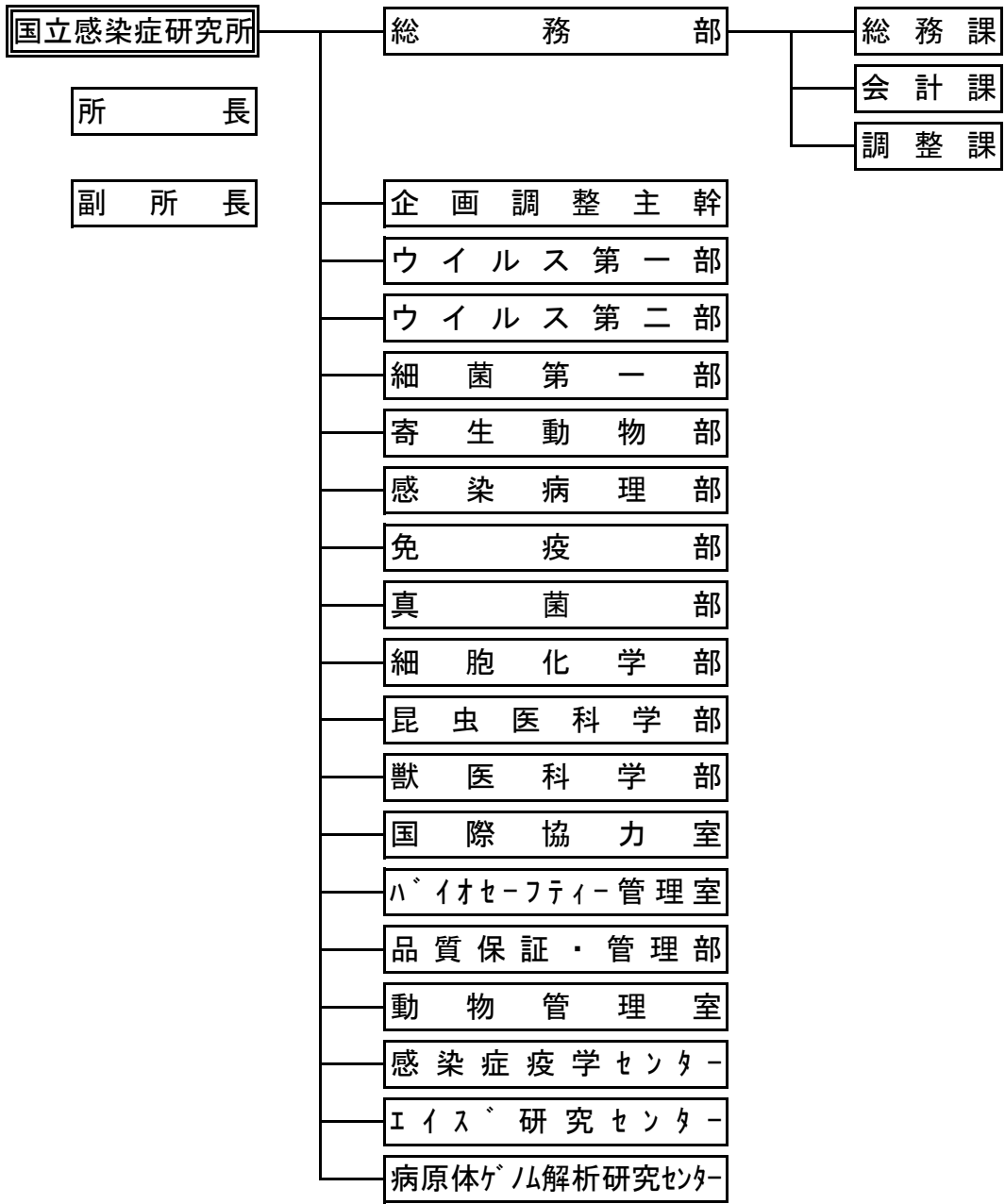
5.従来の実施方法等

- (1) 業務フローについては、仕様書を参照してください。
- (2) 従来業務の業務分担は「管理・運営業務区分表」のとおりです。
- (3) 対象業務における組織図は別添組織図を参照してください。

管理・運営区分表

	民間競争入札		備考
	国立感染症研究所	受託者	
設備機器等の維持管理業務	－	○	
警備保安、受付業務	－	○	

組織図
(戸山庁舎)



平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立感染症研究所戸山庁舎の
管理・運營業務に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務について、サービスの質を確保し、今後に活用するため、満足度を調査するものです。

以下の質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1.施設全般の管理状況についてお伺いします。

満足 ほぼ満足 やや不満 不満

2.緊急時（停電、空調停止、断水等障害発生時等）の対応についてお伺いします。

満足 ほぼ満足 やや不満 不満

3.警備員の対応についてお伺いします。

満足 ほぼ満足 やや不満 不満

4.受付の対応についてお伺いします。

満足 ほぼ満足 やや不満 不満

5.その他、お気づきの点や改善してほしい点等がございましたら、ご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

(a) 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

2.業務実績			
本実施要項第1の(2)「業務一覧」記載の業務ごとに、過去5年の実績を記載すること。			
(1) 設備機器等の維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等
(2) 警備保安、受付業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
			施設規模 請負金額等

3. 本業務実施の考え方

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

(1) 本実施要項で示す業務毎に、実施体制及び業務全体の管理方法を具体的に記載すること。

(2) 別添仕様書で本実施要項で示す業務毎に、実施体制及び業務全体の管理方法を具体的に記載すること。

5. 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

以下の項目について簡潔にまとめること。

1. 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

6. 各業務実施方法の妥当性に関する事項

本業務の実施方法について追加提案をすることが望ましい。更なる業務の安全化、安定化、効率化等本業務の質の向上に資するため、以下項目に関する改善提案について簡潔にまとめること。

1. 設備機器等の維持管理業務

2. 警備保安、受付業務

7. 緊急時の体制及び対応方法

緊急時のバックアップ体制と対応方法を具体的に記載すること。

平成 年 月 日
支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部長 ○○ ○○ 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

平成 年 月 日
支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部長 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

平成 年 月 日
支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部長 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

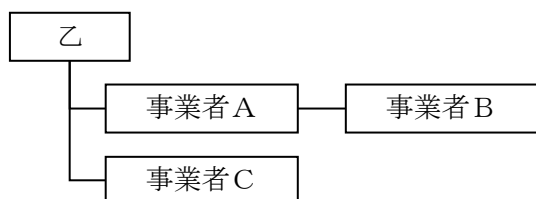
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



国立感染症研究所戸山庁舎の
管理・運營業務民間競争入札仕様書

目 次

1	設備機器等の維持管理業務仕様書	P 1
2 .	I 電気設備関係管理基準表	P 6
3 .	II 空気調和設備関係管理基準表	P 11
4 .	III 給排水、衛生設備関係管理基準表	P 16
5 .	IV 昇降機設備・通信防災設備管理基準表	P 18
6 .	設備機器概要 I 電 気 設 備	P 19
7 .	” II 空 気 調 和 設 備	P 22
8 .	” III 空 調 自 動 制 御	P 28
9 .	” IV 給 排 水 設 備	P 37
1 0 .	” V 昇 降 機 設 備	P 40
1 1 .	” VI 通 信 防 災 設 備	P 41
1 2 .	警 備 保 安 業 務 仕 様 書	P 43

設備機器等の維持管理業務仕様書

1. 件 名

国立感染症研究所戸山庁舎設備機器等の維持管理業務

2. 業務場所

東京都新宿区戸山 1 - 2 3 - 1 国立感染症研究所戸山庁舎

3. 期 間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までとする。

4. 概 要

国立感染症研究所戸山庁舎に設置された電気設備、空気調和設備、給排水生設備、昇降機設備及び通信防災設備の点検、整備、運転監視並びにその他設備機器の維持管理に必要な業務（以下「維持管理」という。）を行うものとする。

5. 維持管理の内容

5 - 1 一 般 事 項

5 - 1 - 1 対象設備機器等

維持管理の対象とすべき設備は 5 - 2 に記載された設備とする。

5 - 1 - 2 維持管理作業基準

設備の維持管理は「電気設備関係管理基準表」、「空気調和設備関係管理基準表」、「給排水・衛生設備関係管理基準表」、「昇降機設備関係管理基準表」及び「通信防災設備関係管理基準表」により行うほか次の業務を実施する。

(1) 業務方法及び責任範囲

庁舎地下 3 階のボイラー室、電気室、機械室、冷凍機室、自家発電機室、変電室、電話機械室等及び各階の諸設備並びに上水道設備を含み保守点検業務を行うものとする。

(2) 運転及び監視

受配電状況、熱源機器、構内電話交換機設備、上水道設備等の運転監視業務上必要な機器操作、記録、異常発生時の原因調査及びその処置を行うものとする。

(3) 点検及び整備

設備、機器等を常に良好な状態に保つよう点検及び整備を行うものとする。

(4) 維持管理

① 各施設、各機器等の安全な運用を確保するための改修並びに工事を必要と認める時は、速やかに意見を付して、委託者に報告し指示を受けるものとする。

② 各施設、各機器等に係る工事の竣工をした時は委託者と検査に立ち会い、

保安上支障のないことを確認するものとする。

- ③ 各施設、各機器等に事故その他異常が発生した時は、直ちに委託者に報告し、速やかに防災センター等の関連部署へ連絡調整を行うとともに、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限等の措置をしたうえ、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努め、かつ、再発生の防止のための必要な措置をとるものとする。
- ④ 災害発生に伴い危険が認められる時は、直ちに送電を停止することができるものとする。この場合は直ちに担当官に通報するとともに、防災センターとの連絡調整を行うものとする。

5-1-3 勤務時間

原則として次の時間とする。

昼 間 午前9時00分～午後5時00分迄（6名以上）
（但し、土曜日・日曜日・祝祭日は、4名以上とする。）

夜 間 午後5時00分～翌日午前9時00分迄（2名以上）

5-1-4 エネルギー管理業務

環境負荷の軽減を目的としたエネルギーの抑制に努め、受変電設備・熱源管理・空調設備・給排水設備等の施設による電力・ガス・水道使用量の把握・分析を行い、光熱水コストの削減に向けた管理を行う。

また、エネルギーの管理計画を長期的な視点からとらえ、指標を定め、エネルギー消費の低減につながる整備、改修などの具体的な方策の意見具申を行う。

5-1-5 その他

- (1) 本業務の実施は本仕様書及び関係法令によるもののほか、国立感染症研究所と電力供給会社の間で締結された契約書及び両者間で取り交わされた文書等に基づくものとする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項であっても本業務に必要な事項は、すべて本仕様書に含まれるものとする。
- (3) 業務の履行に当たっては、委託者に協力し安全に十分留意するものとする。

5-2 設備機器の維持管理

5-2-1 対象設備、機器等及び維持管理業務内容

(1) 電気設備

- ① 受変電設備（自家用電気工作物、直流電源設備、自家発電設備、電力監視装置、CVC Fを含む一式）について、電気事業法、消防法、建築基準法その他法令又はこれらに基づく特別の定めのあるものを除き「保安規程（委託者の定めるものをいう。以下同じ。）」に基づく業務並びに下記業務を行うものとする。ただし、変圧器、遮断機、CPU、継電器、CVC F等の定期点検で別契約に係るものを除く。

ア 運転、監視及び保守点検

イ 各種の計測及び記録の作成

ウ 自家発電機設備（分解を伴う精密点検を除く。）については、発電機の試験運転及び保守点検、清掃、警報装置の保守点検並びに発電機回りの空気源、給水、排水、給油、排煙、水槽等の点検清掃を行うものとする。

る。

② 一般強電流設備

電灯、電力等の各種電気設備について、保安規程に基づく保安点検のほか、下記業務を行うものとする。

- ア 運転、監視及び保守点検
- イ 各種の計測及び記録の作成

③ 弱電流設備

電気時計、拡声設備、表示器、各インターホン設備については、下記業務を行うものとする。

- ア 運転、監視及び保守点検
- イ 各種の計測及び記録の作成

(2) 空気調和設備

① 中央監視装置、空気源装置、ボイラー、冷凍機、熱交換器、蒸気発生器、

軟水装置、空気調和装置、ファンコイルユニット等について、消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他法令に基づく特別の定めのある場合を除き、下記業務を行うものとする。ただし、第一種圧力容器の定期点検及び性能検査を除く。

- ア 運転、監視及び保守点検、清掃並びに関連のある施設との連絡調整
- イ 各種の計測及び記録の作成
- ウ 冷却塔設備の保守点検、清掃
- エ 自動巻取形エアークリアーフィルタ設備の保守点検

② 換気設備

単独換気設備について、下記業務を行うものとする。

- ア 運転、監視及び保守点検、清掃
- イ 自動巻取形エアークリアーフィルタ設備の保守点検
- ウ 各種の計測及び記録の作成

(3) 給排水衛生設備

上水及び雑用水の給水、給湯並びに排水設備等について、下記業務を行うものとする。ただし、分解を伴う精密点検及び清掃を除く。

- ア 運転、監視、保守点検及び清掃
- イ 高置水槽、膨張水槽、マンホール等の保守点検
- ウ 各種の計測及び記録の作成
- エ 分析及び記録の作成

(4) 昇降機設備

エレベーターについて、消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他の法令又はこれに基づく特別の場合を除き下記業務を行うものとする。ただし、定期自主検査及び性能検査を除く。

- ア 運転監視盤等の保守点検、清掃
- イ 故障時の処置及び担当職員との連絡調整

(5) 通信防災設備

消防法に基づく定期点検業務を除き自動火災報知設備、消火栓設備、排煙設備、誘導灯設備及びハロゲン化物消火設備について、巡回点検を行う

ものとする。ただし、防災監視盤の常駐監視を除く。

(6) ガス設備

都市ガス設備については、ガス使用の一般機器（コンロ、湯沸し器等）の点火装置等の点検整備を行うものとする。

6. 業務従事者

(1) 受託者は、業務遂行の技術上の管理を行う主任技術者及び技術員、保守員及びエネルギー管理者（管理員）を定め、書面をもってその氏名を委託者に事前に通知し、確認を受けるとともに所轄官庁へ届け出るものとする。主任技術者等に変更があったときも同様とする。

(2) 業務従事者は次に示す資格及び実力を有するものとする。ただし、委託者が適任と認めたものについては、この限りでない。

区 分	資 格 及 び 経 験 年 数
主任技術者	第三種電気主任技術者又は、第一種電気工事士以上の資格を有する者及び1級ボイラー技士であって実務経験が5年以上の者とする。
技 術 員	イ) 2級ボイラー技士又は冷凍機三種以上の資格又は、第二種電気工事士以上の資格を有する者で、実務経験5年以上の者とする。 ロ) 危険物乙種四類の資格を有する者であって、実務経験5年以上のものとする。
保 守 員	2級ボイラー技士又は冷凍機三種以上の資格を有する者又は、高等学校卒業程度の能力を有する者であって、実務経験1年以上の者とする。

上記資格を証明する書類（写）を委託者に提出し、確認を受けること。

※ 総合管理業務請負契約において自衛消防技術認定証の資格を有する者が10名以上となるよう、業務従事者の中から必要に応じ、自衛消防技術認定証の資格を有する者を配置するものとする。

(3) 作業分担は、次のとおりとする。

区分	分 担 内 容
主任技術者	イ) 年間、月間、週間等の計画書作成 ロ) 会計課施設係との連絡、報告及び調整 ハ) 技術員・保守員の指導及びクレーム処理と整理

技 術 員	中央監視盤の常時監視、日常点検、巡視点検、上水等の分析、データ整理、報告書の作成、保守管理計画書の立案等
保 守 員	日常点検及び巡視点検の補佐、機械設備の保守故障修理等

7. 業務報告

運転保守、維持管理にあたり、年間保守管理計画書、月間点検作業計画書、運転日誌その他必要な記録を誠実に作成し、委託者の確認を得るものとする。

8. 一般事項

- (1) 受託者は、業務遂行上専用として使用する施設の盗難予防及び火元確認その他施設の安全管理並びに整理整頓及び清掃を責任をもって行うものとする。
- (2) 受託者は、業務従事者の健康状態を常に把握し、業務に支障のあると認められる者を就労させてはならないものとする。
- (3) 受託者は、従事者が健康上その他の理由により、当該業務に従事できないと認めた場合には、委託者に通知のうえ、速やかに代替の従事者を派遣し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 支給品及び貸与品
 運転保守管理業務を行うため必要な材料、消耗品等は委託者が支給するものとする。また、委託者は、測定器、工具類、備品等必要最小限度の物品を貸与するものとする。ただし、日常保守に必要軽度な工具、衣料品等は受託者の負担とする。備品等委託者があらかじめ貸与するものは、受託者は善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (5) 受託者は、庁舎内の附属施設（当直用施設等）を無償にて利用することができるものとする。ただし、許可なく改造してはならない。
- (6) 特別管理区域の業務の履行に当たっては、管理者等の指示に従い、所定の講習を受講し、必要な知識を養うこととする。
- (7) 受託者は、各施設及び各機器の安全な運転の確保及び技術を習得するため、本契約締結日までの間、主任技術者及び技術者を派遣し、前任者とともに適切な引継を行うものとする。
- (8) 本仕様書について疑義の生じた場合は、委託者と受託者が協議を行い業務を実施するものとする。

各設備関係管理基準表

- I. 電気設備関係
- II. 空気調和設備関係
- III. 給排水・衛生設備関係
- IV. 昇降機設備・通信防災設備関係

I 電気設備関係管理基準表

注) ○印は、実施周期を示す。

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
1 受変電設備 ①受配電日誌の 記録及び点検	①電圧、電流、力率、有効、無効 ②デマンド、T r 温度、異音、異臭 ③各表示灯、点灯確認、不点個所の交換	○ ○ ○						
②断 路 機 気中開閉器	①がいし汚損、亀裂の有無 ②取付けボルトの緩み、脱落等の有無 ③受と刃の接触部分変色の有無 ④アークによる刃の損傷の有無 ⑤著しいかげろうが出ていないか ⑥異音・異臭の有無 ⑦操作ロッドの変形・破損の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
③遮 断 機	①異音、異臭、漏油等の有無 ②開閉表示状態（指示灯）及び作動回数 ③ブッシング汚損、亀裂等の有無 ④機能点検（22KV用） ⑤音響、振動の点検（22KV用） ⑥ガス、圧力指示値の確認（22KV用）		○		○ ○ ○ ○			
④母 線	①たるみ、腐食、損傷、過熱及び変色の有無 ②絶縁部の油漏れ及びガス漏れの有無 ③がいしの汚損及び亀裂の有無 ④接続部、クランプ類の損傷、過熱及び変色の有無				○ ○ ○ ○			
⑤変 圧 器	①ブッシング汚損、亀裂等の有無 ②異音、異臭、振動 ③温度計（付属している場合）による点検 ④外面の変形、破損の有無 ⑤乾燥の点検		○		○ ○ ○ ○			

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
⑥計器用変成器	①異音、異臭及び異常振動の有無 ②汚れ、損傷、亀裂の有無 ③過熱、変色、漏油等の異常の有無 ④接地線の緩み、損傷及び断線の有無				○			
⑦避 雷 器 避 雷 針	①汚損、損傷、亀裂、変色の有無 ②端子・接続部の緩みの有無 ③接地線の変色、損傷及び断線の有無 ④コンパウンド異常の有無				○			
⑧電力ヒューズ	①保護筒の汚損、損傷、腐食の有無 ②締付けボルトの緩みの有無 ③碍子の汚損、亀裂等損傷の有無 ④端子部の過熱及び変色の有無				○			
⑨配 電 盤 監 視 盤	①扉（出入口）開閉の良否及び施錠の有無 ②汚損、損傷、塗装の剥離、錆の有無 ③ボルトの緩み ④雨水、じんあい等の侵入状態 ⑤標識の汚損及び取付け状態				○			
⑩電 力 用 コンデンサー	①ブッシングの汚損、亀裂等の有無 ②外箱の変形、汚損、損傷の有無 ③異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無				○			
2 自家発電設備 ①試 運 転 及 び 記 録	①始動スイッチを投入して、試運転（5分～10分）を行い、始動時間等を確認記録 ②運転中、電圧計、周波数計等の指示値が適正か確認記録 ③回転数、温度、圧力等を始動前及び運転時に指示値を確認記録				○			

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
②発 電 機 原 動 機	①機器等の変形、損傷、脱落等の有無 ②燃料油、潤滑油漏れの有無 ③冷却水の水漏れの有無 ④接地線の緩み、損傷、断線の有無		○					
③配 電 盤 類	①各計器の指示値の適否 ②保護継電器の動作表示を点検 ③遮断器、開閉器等の開閉状態を確認 ④始動及び運転待機状態にあることを確認		○					
3 直 流 電 源 装 置 交 流 無 停 電 電 源 装 置 ①日誌の記録 及び点検	①充電電圧、充電電流、記録 ②表示灯、点灯確認	○						
②蓄 電 池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無 ②電槽内の液面を点検し、液量の適否確認 ③蓄電池の端子の緩みの有無			○		○		
③整 流 装 置	①各計器の指示値の適否確認 ②表示灯類の点灯状態確認 ③警報作動状態を試験用押しボタン等により点 検し、確実に作動することを確認 ④操作、切替スイッチ等の状態を確認 ⑤汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異 音異臭、腐食等の有無 ⑥トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧 や充電電流の適否を確認 ⑦自然換気又は機械換気の適正を確認		○			○		

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
4 電力通信設備 ①配電線 (ダクト)	①結露、浸水の有無 ②ケーブル被覆のきれい等、損傷の有無 ③配管の塗装はく離、損傷の有無 ④ケーブル取付状態の確認 ⑤配管取付状態の確認				○ ○ ○ ○ ○			
②配電線 (ピット)	①管路口、防水装置等の漏水、損傷 ②マンホール蓋の損傷、内部の浸水、金物類の 腐食の有無				○ ○			
③配 電 線 (ケーブル端末)	①端末部の亀裂、損傷、テープ剥離、変色、過 熱、異臭の有無 ②接続部の緩み、損傷、断線の有無				○ ○			
④分 電 盤 制 御 盤	①外箱、扉の汚損、塗装剥離、損傷の有無 ②信号灯、表示灯の点灯確認 ③各計器、開閉器類の汚損、損傷 ④じんあい、異物の侵入 ⑤電磁開閉器の雑音 ⑥回路名カードの確認 ⑦緩みによる端子部過熱の有無				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
⑤電 動 機	①異常振動、異音、異臭の有無 ②潤滑油の点検、注油 ③軸受部過熱の有無 ④外部汚損の有無				○ ○ ○ ○			
⑥照 明 設 備	①照明器具の損傷、破損、錆、腐食の有無 ②電球、管球、グローランプの交換 ③リモコントランス過熱の有無 ④ダンブラースイッチ、コンセントの汚損、損 傷の有無 ⑤電線被覆の損傷の有無				○ ○ ○			○ ○

Ⅱ 空気調和設備関係管理基準表

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
1 ボイラー設備 ①運転・監視記録	①蒸気圧力、給水温度、給水圧力、燃焼温度の点検記録 ②ボイラ及び給水タンク水位の確認記録 ③NO _x 、O ₂ の点検記録	○ ○					○	
②本体及び燃焼装置	①水面測定装置の機能点検 ②圧力調整器の機能点検 ③着火状態、フレイムアイの作動点検 ④缶水の汚水点検 ⑤安全弁の点検 ⑥自動制御装置の機能点検及び調整 ⑦ボイラ本体の損傷の有無 ⑧ふた、穴取付部の損傷の有無 ⑨吹出管の損傷の有無 ⑩附属設備、附属品の損傷、汚水漏れ有無 ⑪附属設備、附属品の適正指度、標示、作動の状況点検 ⑫燃焼装置の損傷、汚水漏れの有無 ⑬自動制御装置の異常、損傷の有無 ⑭サンプリング装置、煤煙濃度測定装置の損傷、汚損の有無		○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		
③軟水装置 薬注装置	①薬注ポンプ、装置の異常有無点検記録 ②薬液等の残量点検記録 ③薬液等の作成補充	○	○					○
④ボイラー給水ポンプ 油噴燃ポンプ 油移送ポンプ 油返送ポンプ	①運転状態異常の有無 ②運転電流、圧力指針正常値確認記録 ③電動機、軸受け部の異音、振動、過熱の有無 ④グラント部、接続管の漏れの有無 ⑤基礎、架台の損傷、ゆるみの有無 ⑥動力制御盤の表示等、スイッチ類の点検 ⑦バルブの開閉状態点検	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
⑤貯油槽 油サービスタンク	①タンク、配管系統の油漏れの有無 ②油面指示計の良否の確認 ③換気状態、可燃物の有無 ④オイルストレーナーの点検、切替 ⑤ " の清掃 ⑥タンク内水分、フランジ堆積の有無 ⑦燃料（油）の入荷立合			○ ○ ○	○	○	○	○
⑥送油、返油管	①バルブの開閉状態の良否確認 ②油漏れの有無 ③配管支持架台等の損傷、ゆるみの有無			○ ○ ○				
⑦煙突及び煙道	①損傷の有無 ②煙突下部の水溜の点検 ③灰塵の堆積有無点検						○ ○ ○	
⑧検 針	①ボイラ燃料（油、ガス）使用料の検針 ②ボイラ給水量の検針 ③蒸気発生量の検針 ④環水量の検針 ⑤補給水量の検針		○ ○ ○ ○ ○					
2 冷凍機設備 ①吸収式冷凍機	①高温再生器圧力、温度、液面の良否 ②吸収器圧力、液面の良否 ③蒸気圧、制御弁開度の良否 ④冷媒液面、凝縮水温度の良否 ⑤冷水、冷却水出入口温度の良否 ⑥冷水一次、冷却水ポンプ運転状態良否 ⑦胴内の抽気操作 ⑧自動制御装置の機能点検、調整 ⑨保安機構の点検	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○					○
②冷却水ポンプ 冷温水ポンプ	①運転電流値圧力指示値の良否 ②電動機の異音、振動、過熱の有無 ③軸受油量、温度の良否、 ④異音、過熱の有無 ⑤カップリング芯出状態良否点検調整 ⑥グラウンドの水漏れ適否 ⑦動力制御盤の点検			○ ○ ○ ○ ○ ○				

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
③熱交換器 冷温水 ヘッダー等	①外観の異常有無点検 ②蒸気弁2方弁の作動良否 ③設定温度、温水温度の適否 ④スチームラップの作動良否 ⑤ドレンの回収良否 ⑥配管弁類等の漏水の有無	○	○	○				
④冷 却 塔	①送風機の運転電流値良否 ②槽内の汚れ、腐食の有無 ③補給水、ボールタップの作動良否 ④凍結防止ヒーター（冬期）作動良否 ⑤配管弁類の異常有無 ⑥散水状態、パイプの詰り有無 ⑦自動制御装置の作動良否 ⑧羽根車の破損、腐食の有無 ⑨充填材の破損、老化の有無			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○		
⑤冷 却 水 薬 注 装 置	①薬液槽の残量、漏れ有無点検 ②注入ポンプ、注入管の漏れ有無点検 ③薬液の作成補充		○ ○				○	
⑥蒸 気 管 冷 温 水 管 冷 却 水 管	①配管支持金物の点検 ②伸縮継手、防振継手、フランジ部の点検 ③管、弁類の損傷、腐食の点検 ④蒸気トラップの作動良否点検 ⑤保温、防露、塗装の点検				○ ○ ○	○ ○		

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
⑤送排風機	①運転電流値の良否記録、外観の異常有無 ②電動機の異音、異常振動、過熱の有無 ③ファン軸受の異音、異常振動、過熱の有無 ④Vベルトの張り具合、摩耗、損傷の有無 ⑤ケーシング、キャンバス損傷の有無 ⑥ダンパー開度の良否、調整動力制御盤の点検 ※②～⑥について、P.24の15.ユニット型空調機 P3実験室系統 1台、P3動物室系統 1台のうちの9台の送排風機については、毎日実施。 ⑦ファン受軸グリスアップ整備		○		○ ○ ○ ○		○	
⑥給気口 排気口	①外気取入口、排気口ルーバーの点検 ②外気取入口、オートロールフィルタの汚れ、差圧点検			○ ○				
⑦ダクト 吹出口 吸込口	①VD、FVDその他ダンパー類の点検 ②ダクトの振動、吊金物の点検 ③ダクトの保温材、結露等の点検 ④吹出口の吹出し角度、風量、温度の測定調整				○ ○		○ ○	

Ⅲ 給排水・衛生設備関係管理基準表

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
①給水ポンプ	①電動機の異音、振動過熱の有無 ②軸受の異音、過熱の有無、油量の点検 ③グラウンド部の水漏れ、排水状態点検 ④カップリング芯出し状態点検、調整 ⑤動力制御盤の点検 ⑥軸受グリース油の補給				○ ○ ○ ○ ○			○
②貯湯槽 循環ポンプ	①外観の異常有無点検 ②蒸気2方弁の作動良否点検 ③設定温度、給湯温度の適否点検 ④循環ポンプの異音、振動、過熱、水漏れの有無 ⑤スチームトラップ作動の良否、ドレン回収の良否 ⑥配管、弁類の漏れの有無	○ ○		○ ○				
③湯沸器 (蒸気、電気、 ガス)	①蒸気、ガス漏れの有無 ②本体、給水管の水漏れ ③電磁弁の機能点検 ④設定温度、湯温度の適否点検調整 ⑤自動、給水装置の機能点検 ⑥給湯栓の良否点検 ⑦湯沸室の給水栓の良否				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
④高置水槽 受水槽 上水高置水槽 膨張水槽 消防用水槽 消防用水槽	①槽内の汚水、堆積物の有無 ②総内外の発錆、損傷の有無 ③基礎架台の損傷、ゆるみの有無 ④配管継手、弁類等の水漏れ有無 ⑤点検口、取付附属品の異常有無 ⑥自動給水の機能点検 ⑦防虫網の発錆、損傷、取付の良否 ⑧満水、減水等の作動の良否				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○	

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
⑤排水槽	①槽内の沈積物、浮遊物の有無 ②衛生害虫等の発生状況点検 ③警報装置の作動点検 ④点検口、ふた等の損傷の有無 ⑤滅菌用薬液の投入				○			○
⑥排水ポンプ	①運転電流値、圧力計指示値の良否 ②動力制御盤の表示灯、スイッチ類の良否 ③異音、異臭、振動の有無 ④排水管の水漏れ、バルブの開度良否 ⑤電動機の絶縁抵抗値の測定				○			
⑦給水管 排水管 給湯管 返湯管	①亀裂、破損、取付のゆるみ点検 ②接合部等よりの水漏れの有無 ③排水状態の点検 ④給水栓、給湯の水漏れ、水量の点検調整 ⑤附属品の機能点検				○			
⑧検 針	①受入上水主量水器検針 ②負荷側給水、給湯、ガスメーターの検針		○		○			
⑨上水水質検査	①残留塩素測定		○					
⑩厨房ガス器具	①グリスフィルタの取付け、汚れ具合点検 ②フードコーナー部の油滞り、油受の点検 ③器具廻りの汚れ具合点検 ④消火設備付近の障害物の有無				○			

IV 昇降機設備・通信防災設備関係管理基準表

機器の種別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 か 月	6 か 月	都 度
1 昇降機設備	①インターホン通話テスト ②各押しボタン機能点検 ③意匠部の汚損、損傷 ④走行時の異音、振動 ⑤セーフティシューの作動テスト ⑥ホール・カゴ内の球切交換 ⑦インジケータランプの球切交換				○			○ ○
2 スプリンク ラー設備	①加圧ポンプ起動確認 ②バルブの洩れ開閉位置確認 ③呼水槽の水位減水警報の作動確認 ④制御弁の圧力指示値確認				○			
3 排 煙 設 備	①区画壁の損傷の有無 ②吸排煙口損傷の有無 ③操作箱、保護板の損傷有無 ④ダンパー点検				○			
4 自 動 火 災 報 知 設 備	①蓄電池の電圧確認 ②スイッチ、表示灯の確認 ③押ボタン損傷の有無				○			
5 誘導灯設備	①変形、損傷の有無				○			
6 消火器設備	①定位置、標識の確認 ②変形、損傷の有無 ③薬剤洩れ有無 ④表示圧力計の適否				○			
7 消防用水槽	①消防車の接近障害物の有無 ②水量の適否確認				○			

設 備 機 器 概 要

- I . 電 気 設 備
- II . 空 気 調 和 設 備
- III . 空 調 自 動 制 御 設 備
- IV . 給 排 水 設 備
- V . 昇 降 機 設 備
- VI . 通 信 防 災 設 備

I 電 気 設 備

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
1. 電 気 設 備	<p>電気需給契約</p> <p>契約種別 業務用季節別時間帯別電力</p> <p>電気方式 交流 3相 3線式</p> <p>電 圧 受電20KV. 計量20KV</p> <p>契約電力 1,800kw (H. 25. 4. 1以降)</p> <p>2,000kw (H. 23. 4. 1~H. 25. 3. 31)</p> <p>2,100kw (H. 22. 4. 1~H. 23. 3. 31)</p> <p>2,000kw (H. 13. 10. 1~H. 22. 3. 31)</p> <p>2,100kw (H. 9. 12. 1~H. 13. 9. 30)</p> <p>2,800kw (H. 5. 4. 1~H. 9. 11. 30)</p> <p>2,000kw (H. 4. 9. 1~H. 5. 3. 31)</p> <p>1,400kw (H. 4. 6. 25~H. 4. 8. 31)</p> <p>受変電設備</p> <p>22KV ループ受電 3φ 3,000KVA X 2</p> <p>ガス絶縁Tr GIS X 2 ACB X 4</p> <p>リレー X 50 SC低圧 150KVA X 8</p> <p>2次Tr 400/210/105V MCCB X 21</p> <p>3φ 150 X 2 200 X 1 500 X 1</p> <p>1φ 150 X 1 200 X 4 500 X 3 計12台</p> <p>高低圧 65面</p> <p>動力盤 51面 電灯盤28面 電力盤 138面</p> <p>幹 線 165回路 (一次) 二次幹線 417回路</p>
2. 自 家 用 発 電 設 備	<p>内燃力発電装置 2台</p> <p>1,270PSディーゼル機関 1,500rpm 特A重油</p> <p>1,000KVA交流発電機 電圧 415/240V</p> <p>発電機盤 2面</p> <p>自動始動盤 2面</p> <p>自動同期盤 1面</p> <p>補 機 盤 1面</p> <p>圧縮空気発生装置 300リットル空気タンク 4基</p> <p>3.7kw空気圧縮機 2台</p> <p>冷却水供給装置 2,000リットル冷却水槽 1基</p> <p>2.2kw冷却水ポンプ 2台</p> <p>冷却水冷却装置 60R/T冷却塔 (ファン1.5kw) 1基</p> <p>15kw 冷却塔揚水ポンプ 2台</p> <p>燃料供給装置 500リットル燃料小出槽 1基</p> <p>1.5kw燃料移送ポンプ 2台</p> <p>2.2kw燃料返油ポンプ 2台</p>

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
3. 直 流 電 源 装 置	全自動サイリスタ整流器 50A 蓄電池AMH 80PEアルカリシール形 86セル
4. 交 流 無 停 電 電 源 装 置	1φ 定格、60KVA 空冷 蓄電池 HS-400E 108セル 400AH
5. 中 央 監 視 装 置	中央処理装置 X 4 カラーディスプレイ X 6 声音メッセージ X 3 DVD X 7 HD X 12 印字記録 X 2 ローカルステーション X 6 防災設備 X 1 制御点数：操作 391 状況表示 291 故障表示 1601 計測 551 計量 122 計 2,956 P
6. 入 退 出 管 理 設 備	システム 3系統 (RI系、動物系、P3・フリーザー系) その他系統 (正面玄関、図書室、コンピュータ室、その他出入口) ドアインターロック 制御 (P3系) 管理人員 2,000名 磁気カードリーダー (正面玄関、図書室、コンピュータ室、その他出入口)
7. 非 常 照 明 設 備	蓄電池 HS-600E 54セル 全自動サイリスタ整流器 電池内蔵型誘導灯 別置型非常照明白灯
8. 照 明 設 備	照明灯 (蛍光灯) 5, 400灯 非常用白熱灯 1, 370灯 避難誘導灯 299灯 外 灯 HF 200w X 1 16灯 " HF 200w X 2 3灯 " HF 100w X 4 2灯 " HF 100w X 1 5灯 庭園灯 FDL 18w X 1 15灯 " FDL 13w X 1 9灯

II 空気調和設備

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
1. 直焚吸収冷温水機	直焚吸収冷温水発生機 冷凍能力 1,758kw 加熱能力 1,551kw 3台
2. 冷 却 塔	超低騒音角形対向流形 冷却能力 3,262kw 3台 送風機容量 3相 X400V X5.5kw 12台 冷却能力 390,000kcal/h 1台 送風機容量 3相 X400V X2.2kw 1台
3. ボ イ ラ	鋼製 小型貫流形 定格出力 627kw 伝熱面積 9.56m ² 最高使用圧力 0.98MPa 使用圧力 0.7MPa 燃 料 都市ガス 13A 58.5Nm ³ /h ・ A重油 1種 1号 64.7 kg/h 3台 鋼製 多管式小型貫流形 熱出力 1,078,000kcal/h 伝熱面積 9.73m ² 最高使用圧力 0.98MPa 使用圧力 0.8MPa 燃 料 都市ガス 13A 113.4Nm ³ /h ・ A重油 1種 1号 124.4 L/h 2台
4. クリーン蒸気発生機	蒸気熱交換型発生機 発生能力、圧力 2.5kg/cm ² 蒸気量550kg/h 最高使用圧力 6.5kg/cm ² 電源容量 3相 X400V X1.5kw 1台
5. 熱 交 換 器	プレート型熱交換器 交換熱量 1,616kw 最高使用圧力 5kg/cm ² 電熱面積 26m ² 1台
6. 各 種 ヘ ッ ダ ー	冷水ヘッド- 管径 400φ X管長L2650 ~5350 6台 温水ヘッド- 管径 400φ X管長L3350 ~5350 6台 蒸気ヘッド- 管径 300φ X管長L2350 ~3550 3台

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
7. チ ラ ー	空気熱源ヒートポンプユニット 2台 冷凍能力 355kw 加熱能力 425kw
8. 各 種 タ ン ク	膨張タンク 2台 容量750リットル 寸法 (幅900mmX奥行900mmX高さ1,000mm) 還水タンク 2台 容量6,000リットル 寸法 (2,000X2,000X2,000) 冷温水発生機用オイルサービスタンク 1台 容量650リットル 寸法 (900X900X900) 蒸気ボイラー用オイルサービスタンク 1台 容量450リットル 寸法(800X800X800) 地下式オイルタンク 2台 容量30,000リットル 寸法 (2,200 φ X9,100L)
9. 軟 水 器	ボイラ給水用 1台 樹脂量 150リットル 通水量 9m ³ クリーン蒸気発生器給水用 2台 樹脂量 18リットル 通水量 4m ³
10. 渦 巻 ポ ン プ 冷却水ポンプ 冷温水 " " " " 冷水 " " " " 温水 " " " " " "	口径200mm 水量8,500リットル/min 揚程28mAq 4台 口径200mm 水量5,030リットル/min 揚程15mAq 4台 口径 80mm 水量1,220リットル/min 揚程22mAq 4台 口径200mm 水量6,050リットル/min 揚程35mAq 2台 口径150mm 水量3,540リットル/min 揚程34mAq 3台 口径150mm 水量4,440リットル/min 揚程35mAq 2台 口径125mm 水量2,330リットル/min 揚程34mAq 2台 口径125mm 水量2,330リットル/min 揚程15mAq 2台 計 23台
11. 歯 車 ポ ン プ (給油・返油ポンプ)	口径25mm 油量40リットル/min 4台 口径20mm 油量20リットル/min 4台 口径10mm 油量 6リットル/min 2台

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要
12. 排ガス清浄装置	容 量 1,800リットル 寸法 1,900φX5,600 ポンプ 電動機 3相 X400V X2.2kw 水量 600リットル/min 揚程 7mAq	材質 FRP 1 台
13. ボイラー薬液注入装置	最大注入量 28mL/min 最大吐出注入圧力 1.5MPa 薬液タンク量 100リットル	3 台
	最大吐出量 30mL/min 最高吐出圧力 1.0MPa 薬液タンク量 100リットル	2 台
14. ユニット型空調機 (運転時間 9~24時間)	系 統	機器形式 台数
	R I 実験室系統	立 型 2 台
	〃	横 型 5 台
	実 験 室 系 統	横 型 6 台
	研 究 室 系 統	横 型 8 台
	動物管理室系統	立型二段積 1 台
	栄研実験室系統	立 型 2 台
	〃	横 型 3 台
	栄研 R I 実験室系統	横 型 1 台
	栄研クリーンルーム 系統	横 型 1 台
	会 議 室 系 統	横 型 1 台
	研究室・事務室系統	横 型 2 台
	食堂・厨房系統	横 型 1 台
	計	計 33 台
15. ユニット型空調機 (運転時間24時間)	系 統	機器形式 台数
	P 3 実験室系統	立型二段式 1 台
	P 3 動物室系統	立型二段式 1 台
	動 物 室 系 統	立型二段式 4 台
	高度器機室系統	立 型 1 台
	共用実験室系統	立 型 1 台
	実 験 室 系 統	横 型 1 台
	計	計 9 台

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要			
16. ファンコイルユニット	機器形式			台数
	床置露出型			49台
	天井隠蔽型			30台
	天井隠蔽 (フィルタ組込)			39台
	天井カセット型			51台
	天井カセット (フィルタ組込)			219台
	ローボイ隠蔽型			6台
	天井露出型			33台
	大型床置型			6台
				計 533台
17. 空冷パッケージ型空調機	器機名称	機器型式	設置形式	台数
	CVCF室パッケージ(室外機)	冷房専用形	床置形	2台
	電算室用パッケージ(室外機)	ヒートポンプ形	床置形	1台
	電算室室内機		天吊カセット形	3台
	交換機室室内機		天吊カセット形	1台
	休憩室室内機		天吊カセット形	1台
	昆虫医科学部実験室パッケージ			1台
	B3FCP室			2台
	B3FRI室			1台
	B3F特別高圧受電室			2台
	B2F低圧変電室			2台
	防災センター配電盤室			1台
	B1F49号室			3台
	管理棟3F			7台
	2F共用第2会議室			1台
				計 28台
18. 再 熱 器	系 統 名 称	処理風量 m ³ /h		台数
	B3F R I 実験室	23,120		9台
	B3F P 3 実験室	22,990		9台
	B3F P 3 実験室	14,820		9台
	B3F 高度機器室	3,200		5台
	B2F 一般動物室	18,430		5台
	B2F 大型動物室	9,060		7台
	B2F 検疫動物室	11,440		5台
	B2F 栄研動物室	10,680		6台
	B2F 感染研共同実験室	2,670		1台
	B1F 栄研 R I 実験室	7,260		5台
	1F 栄研運動室	8,700		2台
4F 実 験 室	3,670		7台	
			計 70台	

機 器 種 別	設 備	機 器	概 要
19. 遠心小型ダクト送風機 (24時間系統送風機)	電動機容量(kw)		台数
	18.5 ~ 15.0		5台
	11.0 ~ 7.5		7台
	5.5 ~ 3.7		22台
	2.2 ~ 1.5		17台
	0.75 ~ 0.72		10台
	0.4 ~ 0.14		14台
			計 75台
20. 遠心小型ダクト送風機 (9時間系統送風機)	電動機容量(kw)		台数
	30.0 ~ 22.0		3台
	11.0 ~ 7.5		3台
	3.7 ~ 2.2		7台
	1.5 ~ 0.72		17台
	0.40 ~ 0.061		39台
			計 68台
21. 換 気 扇 (24時間運転)	機 器 名 称	羽根径	風 量
	B1 EV機械室給・排気	400φ	1,510m ³ /h
	4F EV機械室給・排気	400φ	2,000m ³ /h
	4F 機械室給・排気	400φ	3,100m ³ /h
	5F 機械室給・排気	400φ	1,100m ³ /h
	5F EV機械室給・排気	450φ	2,600m ³ /h
	5F 倉庫排気	300φ	400m ³ /h
			計 13台
22. 排 煙 機	型 式	リミットロード	形 番 #5 $\frac{1}{2}$ ・#5・#4
	電動機容量	18.5kwx1・15.0kwx2・5.5kwx1	4台
23. 遠赤外線暖房機		電動機(電圧・電力)	
	天井埋込型	1相 100V 110w 40w	4台
	床据置型	1相 100V 110w 40w	1台
24. ポ ン プ (遠赤外線用)	壁取付型真空ポンプ		
	風量 530m ³ /h	1相 100V 250w	5台
25. 全熱交換形換気扇	形式	処理風量	台数
	天井カセット形	60~90m ³ /h	16台
	天井隠蔽形	210~600m ³ /h	18台
	プレフィルタ-洗浄取替		34枚

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要			
26. 空 気 清 浄 装 置 (エア-フィルター-ユニット)	形 式	処理風量m ³ /h	台数	
	ダ ク ト 接 続 型	1,400 ~8,760	16台	
	R I 対 応 密 封 交 換 型	2,920 ~3,200	26台	
	P 3 対 応 密 封 交 換 型	1,800 ~2,830	13台	
	RIP3対 応 密 封 交 換 型	3,640 ~3,900	1台	
27. フ ィ ル タ ー	プ レ フ ィ ル タ ー			21枚
	H E P A フ ィ ル タ ー			31枚
	N系脱臭フィルター			164枚
	S系脱臭フィルター			180枚
28. フ ェ ン コ イ ル フ ィ ル タ ー 洗 浄	プ レ フ ィ ル タ ー 洗 浄 取 替			418枚
	中性能フィルター 取替			407個
29. フ ィ ル タ ー 交 換	動物管理区域内空調機用H E P Aフィルター	交 換	4台	
30. イ ン バ ー タ ー	インバーター制御装置点検調整			88台
31. ス ク ロ ー ル ダ ン パ 装 置	スクロールダンパ装置点検設備			
32. エ ア - フ ィ ル タ ー 洗 浄 交 換	エア-フィルター洗浄交換			10枚
33. 吹 出、吸 込 器 具 清 掃	設置場所	吹出口	還気口	排気口
	B2F 空調換気	193	27	194
	B1F 空調換気	296	74	183
	1 F 空調換気	170	51	105
	2 F 空調換気	123	22	77
	3 F 空調換気	91	20	30
	4 F 空調換気	58	11	30
	5 F 空調換気	31	5	23
	R I 換 気	3	—	3
	N棟空調換気	93	42	15
計	1,058	252	660	
合 計		1,970		
34. 変 風 量 装 置	風量調節箇所			174室
	風量調節器			24ヶ

III 空調自動制御設備

機器種別	設備	機器概要	
1. 24時間系統熱源	TEW1	温度検出器	17
	TEW2	〃	2
	P1	圧力スイッチ	3
	PE1	圧力発信器	2
	FM	電磁流量計	8
	ED	感震器	1
	TIC1	温度指示調節器	6
	TIC2	〃	1
	PIC1	圧力指示調節器	2
	SW2	切換スイッチ	3
	A/D	アナログ入力変換器	8
	Pt/D	Pt入力変換器	16
	R	補助リレー	21
	AT1	トランス	2
	DC1	DC24V 電源	2
	TM1. 2	タイマー	10
	LC2	電極リレー	2
V2H	2方弁	2	
BV1	電動バタフライ 弁	3	
2. 9時間系統熱源	TEW1	温度検出器	30
	dPE	差圧発信器	2
	FM	電磁流量計	10
	dPIC1	差圧指示調節計	2
	RU	リレーユニット	1
	A/D	アナログ入力変換器	10
	Pt/D	Pt入力変換器	20
	AT1	トランス	2
	DC2	DC12V 電源	1
	MBV2	アクションーターバルブ	2
3. 冷却水制御 (3セット)	TW1	温度調節器	5
	TEW1	〃	1
	TIC1	温度指示調節計	1
	R	補助リレー	3
	LC1	電極リレー	1
	MRF1.V2	電動弁	1
	BV2	電動バタフライ 弁	1
4. 煤煙濃度指示 (6ポット)	SM	煤煙濃度指示計	1
5. ボイラ台数制御 (1セット)	P1	圧力スイッチ	4
	DE1	圧力発信器	1
	CSS1	ボイラ台数制御リレー	1
	SW1. 2	切換スイッチ	2
	R	補助リレー	1
	DC1	DC42V 電源	1
6. オイル廻り制御 (1セット)	OL1	オイルタンク油面計	4
	SVO	オイル電磁弁	3
	BVO	オイル 電動バタフライ 弁	4
	R	補助リレー	4
	SW1	切替スイッチ	1
	TM1	タイマー	1

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
7. ホットウェルタンク 制御	S V	水用電磁弁	2
	W L C	液面調節器	2
	R	補助リレー	5
	S W 1	切替スイッチ	1
8. 空調用膨張タンク (2セット)	M R E 1 V 2	電動弁	1
	L C 1	電極	1
	L F 5 P	電極リレー	1
	A T 1	トランス	1
9. 24時間 空調機制御-1	T E D 1	温度検出器	1
	D T E 1	露点温度発信器	1
	d P S	差圧スイッチ	2
	d P E 2	微差圧発信器	1
	d P I C 3	微差圧指示調節器	1
	I / I	アイソレーター	1
	R / B	レシオバイアス	2
	R	補助リレー	5
	A T 1	トランス	5
	D C 1	D C 2 4 V 電源	1
	M E 1 V 2 D	電動弁	4
T M 1. 2	タイマー	3	
10. 24時間 空調機制御-2 (4セット)	T E D 1	温度検出器	1
	D T E 1	露点温度発信器	1
	d P E	差圧スイッチ	4
	d P E 3	微差圧発信器	1
	d P I C 1	差圧指示調節器	1
	I / I	アイソレーター	1
	R / B	レシオバイアス	2
	R	補助リレー	5
	A T 1. 2	トランス	5
	D C 1	D C 4 2 V 電源	1
	T M 1. 2	タイマー	3
M R E 1 V 1	電動弁	3	
M R E 1 D	電動ダンパ	1	
11. 24時間 空調機制御-3	T E D 1	温度検出器	1
	D T E 1	露点温度発信器	1
	R	補助リレー	3
	A T 1. 2	トランス	4
	T M 1	タイマー	1
	M E 1 V 2	電動弁	3
M R E 1 D	電動ダンパ	1	
12. 24時間 空調機制御-4	T E D 1	温度検出器	1
	D T E 1	露点温度発信器	1
	d P E 2	微差圧発信器	1
	I / R 1	開平演算器	1
	R	リレー	4
	A T 1. 2	トランス	4
	D C 1	D C 2 4 V 電源	1
	T M 1	タイマー	1
	M E 1 V 2	電動弁	3
M R E 1 D	電動ダンパ	1	

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
13. 24時間 空調機制御-5	THE 1 dPE 2 dPIC 2 I/R 1 R AT 1. 2 DC 1. 2 ME 1 V 2 MRE 1 V 2 ME 1 D	温湿度発信器 微差圧発信器 " 調節器 開平演算器 補助リレー信器 トランス DC電源 電動弁 " 電動ダンパ	1 1 1 1 3 4 2 2 1 1
14. 24時間 空調機制御-6	TED 1 DTE 1 dPIC 2 dPE 2 I/R 1 MRE 1 D ME 1 V 2 MRE 1 V 2 AT 1. 2 R DC 1 TM 2	温度検出器 露点温度発信器 微差圧指示調節計 微差圧発信器 アイソレーター 電動ダンパ 電動弁 " トランス 補助リレー DC 24V電源 タイマー	1 1 1 1 1 1 2 1 5 4 1 1
15. 24時間 空調機制御-7	dPS ME 1 D ME 1 V 2 MRE 1 V 2 AT 1. 2 THE DC 2 R	差圧スイッチ 電動弁 " 電動ダンパ トランス 温度発振器 DC 12V電源 補助リレー	1 1 2 1 4 1 1 2
16. 9時間 空調機制御-1	dPE dPE 2 dPIC 1 I/I R/B TED 1 DTE 1 ME 1 V 2 MR 1 V 2 ME 1 D MT 3 R AT 1. 2 DC 1	差圧発信器 微差圧発信器 差圧指示調節計 アイソレーター レシオバイアス 温度検出器 露点温度検出器 電動弁 " 電動ダンパ タイマー 補助リレー トランス DC 42V電源	1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 3 7 3 1
17. 9時間 空調機制御-2 (6セット)	dPS dPE 2 dPIC 2 I/I I/R 1 THE R ME 1 V 2 MRE 1 V 2 ME 1 D TM DC 1. 2	差圧スイッチ 微差圧発信器 微差圧指示調節器 アイソレーター 開平演算器 温湿度発信器 補助リレー 電動弁 " 電動ダンパ タイマー DC 42 12V電源	1 1 1 1 1 1 6 2 1 2 2 2

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
18. 9時間 空調機制御-3	d P E 2 d P I C 3 I / I R / B T E D 1 D T E 1 d P S M E 1 V 2 M R E 1 V 2 H E 1 D A T 1. 2 M T 1. 2 D C 1 R	微差圧発信器 微差圧指示調節計 アイソレーター レシオバイアス 温度検出器 露点温度発信器 差圧スイッチ 電動弁 " 電動ダンパ トランス タイマー D C 4 2 V 電源 補助リレー	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 4 3 1 6
19. 9時間 空調機制御-4 (11セット)	d P E 2 d P I C 2 I / R 1 T E D 1 D T E 1 H E 1 V 2 H R E 1 V 2 M E 1 D A T 1 D C 1 T M 2 R	微差圧発信器 微差圧指示調節器 開平演算器 温度検出器 露点温度検出器 電動弁 " 電動ダンパ トランス D C 4 2 V 電源 タイマー 補助リレー	1 1 1 1 1 1 1 1 4 1 1 4
20. 9時間 空調機制御-5 (11セット)	T E D 1 D T E 1 M E 1 V 2 M R E 1 V 2 M E 1 D A T 1. 2 T M 1 R	温度検出器 露点温度発信器 電動弁 " 電動ダンパ トランス タイマー 補助リレー	1 1 1 1 1 4 1 2
21. 9時間 空調機制御-6 (1セット)	M R E 1 V 2 M E 1 V 2 M E 1 D T H E D C 2 A T 1. 2 R	電動弁 " 電動ダンパ 温湿度発信器 D C 1 2 V 電源 トランス 補助リレー	1 1 1 1 1 3 3
22. 9時間 空調機制御-7	F P C I / I R / B R C C O 2 T E 1 T E D 1 D T E 1 M E 1 D M E 1 V 2 M R E 1 V 2 M R A 1 R	インバーターコントローラー アイソレーター レシオバイアス ハイセレクター C O 2 濃度発信器 温度検出器 " 露点温度発信器 電動ダンパ 電動弁 " タイマー トランス 補助リレー	2 1 2 1 3 5 2 2 3 1 1 1 8 3

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
23. AC-05-2 空調機 給排気廻り制御	F P C	インバーターコントローラー	3
	R / B	レシオバイアス	5
	d P E	微差圧発信器	1
	d P I C 2	微差圧指示調節計	1
	M E 1 D	電動ダンパ	1
	T M 1	タイマー	1
	D C 1	D C 4 2 V 電源	1
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	1
24. B H制御-1	I / I	アイソレーター	1
	T I C 5	温度指示調節計	1
	I R	モータードライバー	1
	M E 1 V 2	電動弁	1
	T E 1	温度検出器	1
	H E 1	湿度発信器	1
	D C 2	D C 1 2 V 電源	1
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	1
S W 1	切換スイッチ	1	
25. B H制御-2	T I C 4	温度指示調節計	1
	I / I	アイソレーター	1
	M E 1 V 2	電動弁	1
	T E 1	温度検出器	3
	A T 1	トランス	1
R	補助リレー	3	
26. B H制御-3	B A V 2	電動ボール弁	1
	T 1	温度調節器	1
27. B H制御-4	M E 1 V 2	電動弁	3
	T E 1	温度検出器	3
	H E 1	湿度発信器	3
	D C 2	D C 1 2 V 電源	3
	A T 1	トランス	3
28. B H制御-5	M E 1 V 2	電動弁	2
	T E 1	温度検出器	2
	A T 1	トランス	2
29. B H制御-6	M E 1 V 2	電動弁	3
	T E 1	温度検出器	6
	H E 1	湿度発信器	2
	D C 2	D C 1 2 V 電源	2
	A T 1	トランス	3
30. B H制御-7	M E 1 V 2	電動弁	1
	T I C 4	温度指示調節器	1
	I / I	アイソレーター	1
	T H E	温湿度発信器	1
	D C 2	D C 1 2 V 電源	1
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	1
31. B H制御-8	M E 1 V 2	電動弁	1
	T I C 4	温度指示調節計	2
	I / I	アイソレーター	2
	T H E	温湿度発信器	2
	D C 2	D C 1 2 V 電源	2
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	2

機 器 種 別	設 備	機 器	概 要
32. BH制御-9	ME 1 V 2 I / I T I C 4 T H E D C 2 A T 1 R	電動弁 アイソレーター 温度指示調節計 温湿度発信器 D C 1 2 V 電源 トランス 補助リレー	1 3 3 3 3 1 4
33. BH制御-10	ME 1 V 2 I / I T I C 4 T H E D C 2 A T 1 R	電動弁 アイソレーター 温度指示調節計 温湿度発信器 D C 1 2 V 電源 トランス 補助リレー	1 4 4 4 4 1 1
34. 室内陰圧制御-1	d P E 3 d P I C 3 I / I T M 1 D C 1 R	微差圧発信器 " 調節器 アイソレーター タイマー D C 4 2 V 電源 補助リレー	1 1 1 2 1 1
35. 室内陰圧制御-2	d P E 3 d P I C 2 M E 1 D D C 1 T M 1 I / I R	微差圧発信器 " 調節器 電動ダンパ D C 4 2 V 電源 タイマー アイソレーター 補助リレー	1 1 1 1 2 1 1
36. 室内陰圧制御-3	d P E 3 I / I M S D C 1 T M 1 R	微差圧発信器 アイソレーター モニタースイッチ D C 4 2 V 電源 タイマー 補助リレー	1 1 1 1 2 1
37. 還気ファン制御 (3セット)	F P C R / B	インバーターコントローラー レシオバイアス	1 2
38. 還気ファン 廻り制御-1 (4セット)	d P I C 2 d P E 2 I / I F P C R / B D C 1 T M 1 A T 1 R M E 1 D	微差圧発信器 微差圧調節器 アイソレーター インバーターコントローラー レシオバイアス D C 4 2 V 電源 タイマー トランス 補助リレー 電動ダンパ	1 1 1 1 2 1 2 1 3 1

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
39. 還気ファン 廻り制御-2 (6セット)	d P I C 2	微差圧発信器	1
	d P E 2	微差圧調節器	1
	I / I	アイソレーター	1
	F P C	インバーターコントローラー	1
	M E 1 D	電動ダンパ	1
	R / B	レシオバイアス	2
	D C 1	D C 4 2 V 電源	1
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	3
T M 1	タイマー	2	
40. 感染研西側洗浄 排気ファン 制御 (1セット)	F P C	インバーターコントローラー	1
	R / B	レシオバイアス	1
41. 西側便所排気 排気ファン 制御 (1セット)	F P C	インバーターコントローラー	1
	R / B	レシオバイアス	1
42. 排気ファン制御 (2セット)	d P E 2	微差圧発信器	1
	I / I	アイソレーター	1
	F P C	インバーターコントローラー	1
	M E 1 D	電動ダンパ	1
	R / B	レシオバイアス	1
	D C 1	D C 4 2 V 電源	1
	T M 1	タイマー	2
	R	補助リレー	1
	M S	モニタースイッチ	1
43. 栄研実験排気 ファン廻り制御 (1セット)	d P I C 2	微差圧調節器	1
	d P E 2	微差圧発信器	1
	I / I	アイソレーター	1
	R / B	レシオバイアス	1
	M E 1 D	電動ダンパ 源	1
	F P C	インバーターコントローラー	1
	D C 1	D C 4 2 V 電源	1
	A T 1	トランス	1
	R	補助リレー	2
44. 感染研東側洗浄室 排気ファン制御 (1セット)	F P C	インバーターコントローラー	1
	R / B	レシオバイアス	1
45. ドラフトチャンバー 制御 -1 (10セット)	R	補助リレー	3
46. ドラフトチャンバー 制御 -2 (2セット)	M 3 D	モーターダンパ	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	3
47. ドラフトチャンバー 制御 -3 (1セット)	M 3 D	モーターダンパ	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	3
48. ドラフトチャンバー 制御 -4 (1セット)	M 3 D	モーターダンパ	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	5
49. ドラフトチャンバー 制御 -5 (9セット)	M 3 D	モーターダンパ	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	4

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
50. オートクレーブ 排気制御 (12セット)	ME 1 D AT 1. 2 R	モーターダンパ トランス リレー	2 2 1
51. 食堂厨房MD切替 (1セット)	ME 1 D AT 1 R	モーターダンパ トランス リレー	3 3 1
52. ホルマリン 排気制御 -1 (7セット)	ME 1 D AT 1	モーターダンパ トランス	1 1
53. ホルマリン 排気制御 -2 (9セット)	ME 1 D AT 1	モーターダンパ トランス	
54. CAV 運動制御	R	リレー	1 3
55. CAV 運動制御-1	R	リレー	1 2
56. CAV 運動制御-2	R	リレー	6
57. CAV 運動制御-3	R	リレー	2 6
58. CAV 運動制御-4	R	リレー	2 8
59. CAV 運動制御-5	R	リレー	7
60. CAV 運動制御-6	R	リレー	2 0
61. CAV 運動制御-7	R	リレー	1 6
62. CAV 運動制御-8	R	リレー	8
63. CAV 運動制御-9	R	リレー	2
64. フィルター 目詰り警報 (45セット)	d P S R	差圧スイッチ リレー	4 5 4 5
65. ファンコイル制御-1 (137セット)	B A V 2 T 1	電動ボール弁 温度調節器	1 1
66. ファンコイル制御-2 (94セット)	B A V T 1 R	電動ボール弁 温度調節器 リレー	3 3 2 9 4 1 8 8
67. ファンコイル制御-3 (2セット)	B A V 2 T 1 R	電動ボール弁 温度調節器 リレー	2 1 4
68. ファンコイル制御運動バルブ (21セット)	B A V 2 R	電動ボール弁 リレー	1 1
69. 給排気ファン 発停-1	T 5	温度調節器	1
70. 給排気ファン 発停-2	T 5	温度調節器	1
71. 給排気ファン 発停-3	T 5	温度調節器	1

機 器 種 別	設 備	機 器 概 要	
72. 給排気ファン 回転数 制御 (2セット)	QM	遠隔設定器	4
	POT/1	ポテンションメーター電流変換器	4
	R	リレー	3
73. 人工気候室 給気MD制御 (1セット)	HE 1 V 2	モーターダンパ	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	1
74. 2F運動実験室系統 外気処理 (2セット)	T I C 4	微差圧発信器	1
	I / I	アイソレーター	2
	I R	モータードライバー	1
	ME 1 V 2	モーターバルブ	1
	ME 1 D	モーターダンパ	1
	T E W 2	温度検出器	1
	A T 1	トランス	1
	R	リレー	3
75. パッケージ 廻り (4セット) 漏水警報	L C 1	電 極	1
	W Y	漏水検知器	1
76. 温湿度計測 (1セット)	T E 1	温度検知器	2
	T H E D	温湿度発信器	1
	D C 2	D C 1 2 V 電源	1
77. 特高受電室 発電機室 給排気制御	QM	遠隔設定器	4
	POT/1	ポテンションメーター電流変換器	2
	M 3 D	モーターダンパ	4
	A T 1	トランス	4
	R	リレー	5
78. 給排気緊急 (1セット) 遮断制御	S V	電磁弁	2 2
	R	リレー	2
79. 低圧ガス (1セット) 遮断制御	S V	遮断弁	6
	R	リレー	2
80. 衛生関係 温度計測 計量及び ガス漏れ警報 (1セット)	貯湯槽温度		2
	プール往還温度		2
	給水メーター		1 1
	ガスメーター		1 1
	給湯流量計 (往)		3
	〃		3
ガス漏れ警報		2	

IV 給排水設備

機器種別	設備機器概要
1. 上水受水槽設備	FRP、パネルタンク 10m X3.5m X3.5m 100m ³ 2槽
2. 上水高置水槽設備	FRP、パネルタンク 6m X5m X3.5m 80m ³ 1槽
3. P3用高置水槽設備	FRP、パネルタンク 2m X2m X1m 3.5 m ³ 1槽
4. 貯湯槽	貯湯量、3,000リットル 加熱能力300,000KCal/H. 2基
5. プール用熱交換器	シェルアンドチューブ型 電熱面積30m ² 交換熱量500,000KC/H. 1基
6. 給湯用ボイラ	貯湯式電気温水器立型 16KW、 貯湯量453リットル 加熱能力、13,700KCal/H 2基
7. 給水ポンプ	多段渦巻ポンプ、3φ X400V X30KW 125φ X1700リットル/min X45mAq 2台
8. 給湯循環ポンプ	ラインポンプ 32φ X100リットル/min X0.4KW 2台 " 25φ X 6リットル/min X0.25KW 2台 " 25φ X 6リットル/min X0.1KW 1φ100V 2台
9. 汚水ポンプ	水中型ポンプ 80φ X200リットル/min X3.7KW 2台 " 100φ X500リットル/min X7.5KW 2台
10. 湧水ポンプ (RI用) (P3用)	水中型ポンプ100φ X800リットル/min X7.5KW 2台 " 50φ X200リットル/min X3.7KW 4台 " 50φ X200リットル/min X0.75KW 2台 " 50φ X200リットル/min X5.5KW 2台 " 100φ X540リットル/min X7.5KW 2台
11. 屋内消火栓ポンプ スプリンクラーポンプ ジョッキポンプ	渦巻ポンプ 50φ X300リットル/min X7.5KW 1台 " 100φ X900リットル/min X18.5KW 1台 " 32φ X 20リットル/min X 2.2KW 1台
12. オートクレーブ 排水ポンプ	水中型ポンプ 50φ X100リットル/min X1.5KW 2台 " 50φ X100リットル/min X2.2KW 2台
13. ドライエリア 用湧水ポンプ	水中型100φ X1200リットル/min X7.5KW(PU-0202) 2台
14. 汚水貯留槽ポンプ	水中型100φ X1,000リットル/min X11.0KW (汚物ポンプ) (PU-0203) 2台

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
15. 雨水排水槽ポンプ	水中型 200φ X3300リットル/min X15KW(PU-0201) 2台
16. 即設排水予備ポンプ	水中型 80φ X200リットル/min X2.2KW(P0-0204) 2台
17. 給水ポンプ点検整備	加圧ポンプユニット 式(速度制御) 65φ X80φ X820リットル/25Aq X5.5KW 1台
18. プール濾過装置	型式、セラミック 全自動式(逆洗共) 処理水量 100m ³ /H 1台
19. 膨張水槽点検清掃 プール補給水槽 消化用補給水槽 動物用飲料水槽	密閉式鋼板製 容量 600リットル 2台 " " 3m ³ 1台 " " 1m ³ 1台 ステンレス製 " 0.4m ³ 4台
20. 貯湯式湯沸器	貯湯量10リットル ガス消費量 7500KCal/H 9台
21. 瞬間ガス湯沸器	24号 ガス消費量 45,000KCal/H 2台 6号 " 11,000 " 1台 5号 " 9,800 " 1台 8号 " 15,500 " 1台 16号 " 30,600 " 1台 30号 " 53,000 " 1台 13号 " 25,000 " 1台
22. 給水管寄せ	250Φ X2, 180L 一式
23. 上水用薬注装置	形式、全自動 タンク容量 200リットル 3Φ X 400V X 0.1KW
24. グリストラップ	ステンレス製 3槽式 300リットル
25. 殺菌灯	防水型 透明強化ガラスカバー付 4灯
26. 動物飲料用 R I排水用 動物排水用	高性能フィルター 8ヶ所 " 4ヶ所 " 4ヶ所
27. 厨房レンジフード及び グリスフィルター	フード寸法 (mm) 風量m ³ /H 台数 1,800 ^w X 1,800 ^D X500 ^H 3,500 1 1,600 ^w X 1,050 ^D X500 ^H 1,810 1 1,000 ^w X 700 ^D X750 ^H 760 1 1,500 ^w X 750 ^D X500 ^H 450 1 1,500 ^w X 850 ^D X750 ^H 600 1 1,000 ^w X 850 ^D X750 ^H 400 1 400 ^w X 400 ^D X500 ^H 180 1 3,800 ^w X 1,100 ^D X500 ^H 1,750 1 1,700 ^w X 600 ^D X500 ^H 430 1 1,500 ^w X 750 ^D X750 ^H 530 1 グリスフィルター洗浄交換 ≙ 22枚

機 器 種 別	設 備 機 器 概 要
28. 汚水槽	3 槽 容量約 285 m ³
29. 雑排水槽	1 槽 容量約 45 m ³
30. 自家用発電機 冷却水槽	8 槽 容量約 64 m ³
31. 消防用水槽	2 槽 容量約 22 m ³
32. 湧水槽	5 槽 容量約 20 m ³ (ポンプサクションのみ)
33. オートクレーブ 槽	2 槽 容量約 4 m ³
34. R I 希釈槽	7 槽 容量約 54 m ³
35. P 3 希釈槽	7 槽 容量約 115 m ³

V 昇降機設備

機器種別	設備機器概要				
1. 昇降機設備運転管理	号機・用途・積載量・定員・電動機・停止箇所				
研究棟（東側）	NO. 1	人荷用	1,600Kg、24名	15KW	停止B3～4F 7所
	NO. 2				
研究棟（西側）	NO. 3	乗用	600Kg、9名	5.5KW	停止B2～3F 5所
	NO. 4				
研究棟（R I用）	NO. 5	乗用	450Kg、6名	4.5KW	停止B3～4F 7所
共用厚生棟	NO. 6	乗用	750Kg、11名	11KW	停止B1～2F 3所
管理研修棟	NO. 7	乗用	750Kg、11名	15KW	停止1F～3F 3所
研究棟（焼却用）	NO. 8	人荷用	1,000Kg、15名	30KW	停止B3～B2 2所
かご仕様	かご内法	かご間口	かご奥行	出入口	高さ
	1・2号機	2,150mm	1,600mm	1,100mm	2,100mm
	3・4号機	1,400	1,100	800	2,100
	5号機	1,400	850	800	2,100
	6号機	1,400	1,350	800	2,100
	7号機	1,400	1,350	800	2,100
	8号機	1,600	1,500	1,500	2,100

VI 通信防災設備

機器種別	設備機器概要
1. 電話設備	
2. 電気時計設備	FMアンテナ MiX以後AM変換 親時計、子時計、計 175台
3. 拡声設備	AMP X1 スピーカー 493ヶ
4. インターホン設備	インターホン設置台数 65箇所
5. テレビ共聴設備	
6. 自動火災報知設備	G R型複合盤 GR型3系統 750回線 : 表示 : 自火報 7セグメント 5桁X2窓 防排煙 7セグメント 5桁X2窓 ガス漏れ 7セグメント 6桁X2窓 熱感知器 514ヶ 煙感知器 677ヶ ガス漏れ感知器 156ヶ 防火ダンパー自動閉鎖装置 34 防火戸 13 排煙口用自動開放装置 25
7. 屋内消火栓設備	加圧送水装置 (ポンプ) 50φ X300リットル/分 X70m X7.5kw X1 水槽22㎡ 屋内消火栓箱40A X1ホース15mX2=47 消防隊専用栓11 双口送水口X1 電鈴表示灯発信機X47
8. スプリンクラー設備	加圧送水装置 (ポンプユニット) 100φ X900リットルX78mX18.5kw w ジョッキポンプ32φ X32 φ X20リットルX78mX2.2kw X1 呼水槽 X1 アラーム弁、制御弁、各 4個 噴霧ヘッド 672個 (B2F ~ 1F)
9. ハロン消火設備	起動方式 手動 電気式 薬剤種類 フロモトリフルオロメタン(ハロン1301) 電源 1次電源 AC 100V 2次電源 DC 24Vス ピーカー 16個 表示灯 23個 〔 容器本数 60kg入 (内容量 68リットル) 13本 30kg入 (内容量 41リットル) 1本 防護区画 8区画 11区域 噴射ヘッド No.1 B3 ボイラー室 4 No.2 B3 機械室 7 No.3 B3 自家発電機室 3 No.4 B3 特高受電室 3 No.5 B3 監視室、保守員室(4区域) 6 No.6 B2 変電室 3 No.7 B2 バッテリー室・CVCF室 3 No.8 B2 交換機室 1 計30 〔 容器本数 25kg入 (内容量 24リットル) 3本 防護区画 4区画 4区域 噴射ヘッド No.1 B3 NMR室 2 No.2 B3 GL-MS 1 No.3 B3 セルソーター室 1 No.4 B3 電子顕微鏡室 4 計 8

機 器 種 別	設 備	機 器	概 要
10. 排 煙 設 備	FSM-09-1系統 FSM-09-2系統 FSM-09-3系統 FSM-09-4系統	25,100m ³ /h 7,600m ³ /h 24,500m ³ /h 30,400m ³ /h	排煙口 13 排煙口 1 排煙口 9 排煙口 12
11. 防 犯 設 備	センサー	276箇所	
12. 構内電話交換設備	ダイレクトイン 内線 520回線	中継台方式 中継台 3台	局線60回線
13. 光 通 信 設 備			

警備保安業務仕様書

1. 件 名

国立感染症研究所戸山庁舎警備保安業務

2. 警備保安業務対象物件

東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所戸山庁舎及び敷地（以下「庁舎等」という。）とその周辺

3. 期 間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

4. 警備保安業務及び受付業務内容

- (1) 庁舎等の巡回及び警備
- (2) 各室の鍵の授受
- (3) 外来者等に対する案内
- (4) 庁舎等の秩序保持
- (5) 庁舎等への侵入者及び不審者の監視、報告、制止又は阻止
- (6) 火災、盗難その他事故の防止、早期発見及び応急措置
- (7) 防災センターにおける各防災設備及び監視カメラの監視
- (8) 電話の対応及び交換（電話交換業務時間外に限る。）
- (9) 外来者等の受付業務
- (10) その他委託者が警備上の必要により指示する事項

5. 配置人数

(1) 警備保安業務に係る配置人数

①月曜日～金曜日（祝日等を除く。以下「平日」という。）

9:00～17:45 4名

（上記時間には、シフトにより休憩時間45分間を含み、休憩は11:00～14:00の間に交替でとるものとする。）

17:45～翌日9:00（仮眠5時間を含む。） 2名

（上記時間には、シフトにより仮眠以外に休憩時間1時間を含み、休憩は18:00～20:00の間に交替でとるものとする。）

②土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日（以下「休日等」という。）

9:00～翌日9:00（仮眠5時間を含む。） 2名

（休憩は、上記①）

(2) 受付業務に係る配置人数

①月曜日～金曜日（平日） 9:00～17:45 2名

（上記時間には、シフトにより休憩時間45分間を含み、休憩は11:00～14:00の間に交替でとるものとする。）

6. 一般事項

- (1) 国立感染症研究所戸山庁舎に係る警備、秩序の維持及び安全保持に努め、行政の円滑な運営に寄与することを目的とする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、別に定める「国立感染症研究所戸山庁舎警備要領」（受託者が決定した後、受託者に提示する。）に従うものとする。
- (3) 警備員の労働条件等においては、労働基準法その他の諸法規の定め範囲内で行うものとする。
- (4) 警備員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

7. 特記事項

- (1) 警備員の中から警備を統轄することが出来る警備責任者を定めるものとし、その任務は次のとおりとする。
 - (イ) 警備員の勤務態度、応対等について直接指導監督する。
 - (ロ) 警備員の勤務状況及び警備状況の報告等事務的任務を行うこと。
 - (ハ) 毎日の警備状況を、あらかじめ定められた警備日誌に必要事項を記載して、翌日委託者へ報告し、確認を受けること。
- (2) 配置する警備員は、身体強健な者で、この仕様書に定める業務に支障なく従事できる者で、かつ、次に示す資格を有するものでなければならない。
 - (イ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者
 - (ロ) 防災センター要員講習を修了した者
 - (ハ) 自衛消防業務講習を修了した者
- (3) 受託者は、従事者が健康上その他の理由により、当該業務に従事できないと認められた場合には、委託者に通知のうえ、速やかに代替の従事者を派遣し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 警備責任者は、新たに配置された警備員の履歴書及び写真を遅滞なく委託者へ提出し、確認を受けなければならない。
- (5) 警備員は、業務に適合した制服、制帽及び靴を着用し警備員であることを識別し得る表示をすること。
- (6) 警備員は、委託者が発行する入所許可証を胸に付けるなど常に表示し、本人であることを確認できるようにしなければならない。
- (7) 警備員は、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとし、当所職員が要求したときは、身分証明書を提示しなければならない。
- (8) 火災その他緊急事態が発生した場合は、警備員は直ちに適切な処置により被害の拡大防止に努めるとともに、委託者へ通報し、指示を受けるとともに、臨機の措置を講じなければならない。

8. 施設等の提供

受託者は、警備保安業務を遂行するために要する次の施設等の提供を受け、又は使用することができるものとする。

- (1) 警備員の勤務室及び仮眠室
- (2) 懐中電灯、机、椅子、ロッカー、仮眠用具等必要最小限度の貸与備品
- (3) 業務を遂行するために必要な光熱水料、電話料等

そ の 他

1. 再委託について

- (1) 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止とする。
- (2) 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止とする。
- (3) 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」を提出しなければならない。
- (4) 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則として契約額の2分の1未満の範囲とする。
- (5) 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

2. 業者間の引き継ぎ等について

業者が変更となる場合においては、業務の引き継ぎ等を十分に行うこと。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

㊞

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名(フリガナ)及び生年月日が明らかになる資料を添付すること。

別 添

役 員 名 簿

番号	役職	フリガナ 氏 名	生年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立感染症研究所総務部長 中崎 宏司 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部長 中崎 宏司 殿